第 4 編

資 料 編

１　防災組織に関する資料

１－１　山添村災害対策本部組織図

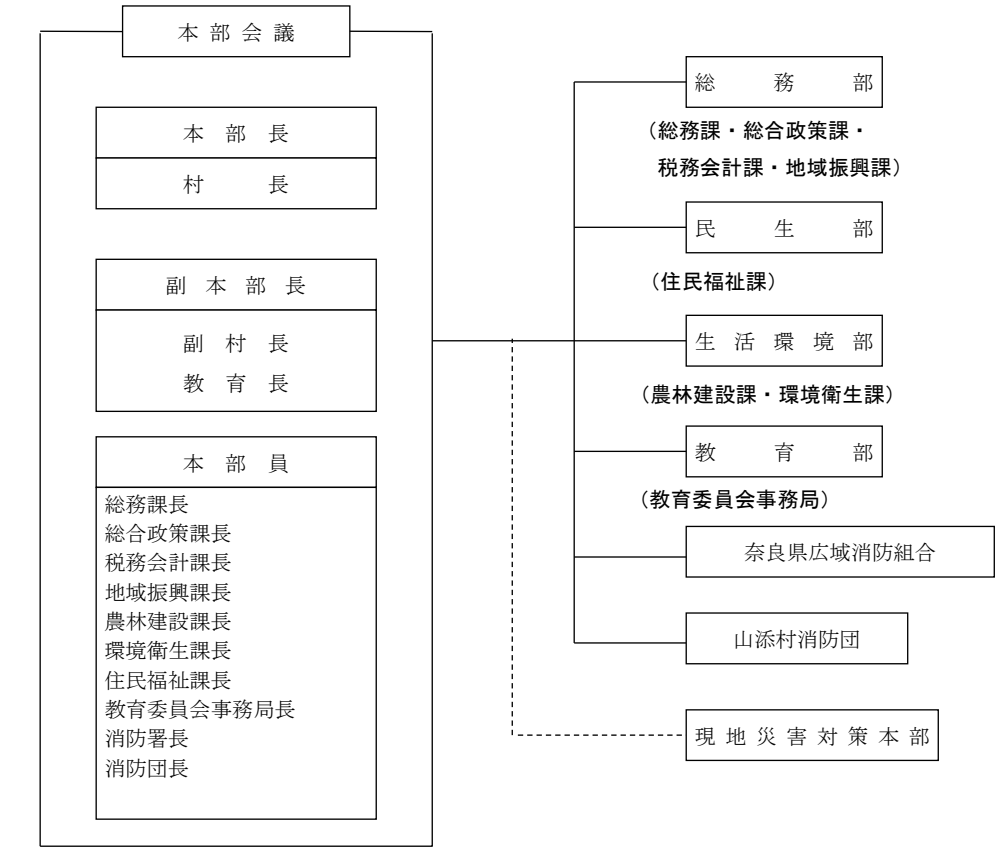

本部設置場所：村役場庁舎内

庁舎が被災し使用不能となった場合は、山添村ふるさとセンターふれあいホールに設置する

１－２　山添村災害対策本部各部の事務分掌

部（◎部長）	班	事　　務　　分　　掌
総　務　部 総務課長 ・総務課職員 総合政策課 ・総合政策課職員 会計管理者 ・税務会計課職員 地域振興課長 ・地域振興課職員	総　括　班 （総　務　課）	・災害対策本部の設置・解散等運営に関すること。 ・動員配備体制の決定に関すること。 ・動員人員の管理・調整に関すること。 ・本部の庶務・各部間の連絡調整に関すること。 ・県及び防災関係機関との連絡調整・応援要請に関すること。 ・自衛隊の災害派遣要請に関すること。 ・気象情報等の受領・伝達に関すること。 ・災害情報の収集・伝達に関すること。 ・避難勧告・指示等の発令及び避難所の開設指示に関すること。 ・防災行政無線の運用に関すること。 ・広報に関すること。 ・報道機関との連絡調整に関すること。 ・罹災証明書に関すること。 ・業務継続計画（ＢＣＰ）に関すること。 ・その他の部の班に属さないこと。
	財　務　班 （税務会計課）	・村有車両の統括に関すること。 ・災害救助費の出納に関すること。 ・義援金の受付・管理に関すること。 ・公有財産・公共施設の被害調査に関すること。 ・その他財務班に関すること。
	地域協力班 （地域振興課）	・応急仮設住宅に関すること。 ・臨時ヘリポート及び物資集積拠点の確保・指定に関すること。 ・所管施設が避難所に指定された場合の避難所の管理・運営支援に関すること。 ・他市町村等の応援職員への対応に関すること。 ・その他地域協力班に関すること。
民　生　部 住民福祉課長 ・住民福祉課職員 ・医師 ・診療所職員 ・保健師 ・看護師 ・保育士	厚生福祉班 （住民福祉課）	・遺体の収容・埋火葬に関すること。 ・被災者の相談窓口の設置に関すること。 ・社会福祉施設の入所者・利用者の安全確保に関すること。 ・社会福祉施設の被害状況調査・応急対策に関すること。 ・所管施設が避難所に指定された場合の避難所の管理・運営支援に関すること。 ・その他厚生福祉班に関すること。
	救助医療班 （住民福祉課）	・医療機関との連絡調整・医療救護班の派遣要請に関すること。 ・救急医療に関すること。 ・医療施設の被害調査・応急対策に関すること。 ・医療資器材・薬品等の調達・確保に関すること。 ・感染症予防に関すること。 ・その他救助医療班に関すること。

	施設運営班 （住民福祉課）	・避難所の管理・運営に関すること。 ・物資集積場所における救援物資の仕分・管理に関すること。 ・救援物資の配給に関すること。 ・炊き出しに関すること。 ・日赤、社会福祉協議会及びボランティア関係団体との連絡調整に関すること。 ・保育児童等の安全確保に関すること。 ・保育園施設の被害調査・応急対策に関すること。 ・その他施設運営班に関すること。
生活環境部 農林建設課長 ・農林建設課職員 環境衛生課長 ・環境衛生課職員	復興建設班 （農林建設課）	・農林関係の被害調査・応急対策に関すること。 ・農協、森林組合等からの食料・生活必需品等物資・資機材等の調達・確保に関すること。 ・道路・河川等の公共土木施設の被害調査・応急対策に関すること。 ・所管施設が避難所に指定された場合の避難所の管理・運営支援に関すること。 ・被災建築物応急危険度判定及び被災宅地応急危険度判定に関すること。 ・障害物の除去に関すること。 ・緊急輸送道路の確保・交通規制に関すること。 ・その他復興建設班に関すること。
	上下水道班 （環境衛生課）	・水道施設の被害調査・応急対策に関すること。 ・応急給水に関すること。 ・下水道施設の被害調査・応急対策に関すること。 ・仮設トイレの確保・設置に関すること。 ・災害時におけるし尿・廃棄物の収集、処理に関すること。 ・その他上下水道班に関すること。

教　育　部 教育委員会事務局長 ・教育委員会事務局職員	教育文化班 （教育委員会事務局）	・教職員の動員に関すること。 ・児童生徒の安全確保及び避難誘導に関すること。 ・応急教育に関すること。 ・学用品の支給に関すること。 ・教育施設の被害調査・応急対策に関すること。 ・文化財の被害調査・応急対策に関すること。 ・学校及び所管施設が避難所に指定された場合の避難所の管理・運営支援に関すること。 ・その他教育文化班に関すること。
奈良県広域消防組合 **山添消防署** 山添消防署長 ・山添消防署員		・消防計画に関すること。 ・被害情報の収集・調査に関すること。 ・災害現場における消防活動及び防災活動に関すること。 ・火災警報の発令に関すること。 ・被災者の救助・救急に関すること。 ・避難指示及び避難誘導に関すること。

		・その他奈良県広域消防組合に関すること。
山添村消防団 山添村消防団長 ・山添村消防団員	消　防　班	・村長の指示による消防署と連携した消防業務及び防災業務に関すること。 ・行方不明者の捜索・遺体の収容に関すること。 ・災害等の巡視及び警戒に関すること。 ・その他消防班に関すること。

１－３　山添村防災会議委員名簿

（令和６年４月１日現在）

区　分	職　　名	所　　在　　地	電話番号
会　　長	山添村長	山辺郡山添村大字大西151番地	0743-85-0041
第２号委員	奈良県奈良土木事務所長	奈良市南紀寺町二丁目251番地	0742-23-8011
	奈良県郡山保健所長	大和郡山市満願寺町60番地の1	0743-53-2701
第３号委員	奈良県警察天理警察署長	天理市田部町22番地の4	0743-62-0110
第４号委員	山添村副村長	山辺郡山添村大字大西151番地	0743-85-0041
	山添村総務課長	山辺郡山添村大字大西151番地	0743-85-0041
	山添村総合政策課長	山辺郡山添村大字大西151番地	0743-85-0040
	山添村地域振興課長	山辺郡山添村大字大西151番地	0743-85-0048
	山添村環境衛生課長	山辺郡山添村大字大西151番地	0743-85-0047
	山添村税務会計課長	山辺郡山添村大字大西151番地	0743-85-0043
	山添村住民福祉課長	山辺郡山添村大字大西151番地	0743-85-0045
	山添村農林建設課長	山辺郡山添村大字大西151番地	0743-85-0046
第５号委員	山添村教育委員会教育長	山辺郡山添村大字大西151番地	0743-85-0049
	山添村教育委員会事務局長	山辺郡山添村大字大西151番地	0743-85-0049
第６号委員	奈良県広域消防組合山添消防署長	山辺郡山添村大字大西942番地の5	0743-85-0304
第７号委員	山添村消防団長	山辺郡山添村大字大西151番地の5	0743-85-0041
第８号委員	水資源機構木津川ダム総合管理所長	三重県名張市下比奈知2811番地の2	0595-64-8961
	西日本電信電話株式会社奈良支店	奈良市下三条町1番地の1	0742-21-4265
	関西電力送配電株式会社奈良支社	奈良市大森町48番地	0800-777-3081

２　被害状況の報告に関する資料

２－１　被害報告の基準

被害項目		報告基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるもの。
	負傷者（重傷者／軽傷者）	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち「重傷者」とは１月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは１月未満で治療できる見込みのもの。 なお、重軽傷者の別が把握できない場合はとりあえず負傷者として報告する。併せて、負傷した高齢者や障害者等は再掲する。
住家の被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟	主屋のほかに小さい附属建物（物置、便所、風呂場等）が棟を異にして建てられている場合はそれぞれ一棟とみなす。
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいう。
	全壊（全焼）（全流失）	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70％以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50％以上に達した程度のものとする。
	半壊（半焼）	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20％以上70％未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20％以上50％未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもの。ただし、窓ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木などの堆積により一時的に居住することができないもの。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。
非住家の被害		「非住家」とは、住家以外の建物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないもので、全壊、半壊程度の被害を受けたもの。 ただし、これらの施設に常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。なお、官公署、病院、公民館、神社、仏閣は非住

			家とする。 「公共建物」とは、例えば、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
そ	田畑の被害	流失埋没	耕地が流失し、又は砂利等のたい積のため耕作が不能となったもの。
		冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの。
	文教施設		小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設をいう。
	道路		「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第２条第１項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。 「道路決壊」とは、高速自動車道、一般国道、都道府県及び市町村道の一部が損壊し、車両の通行が不能となった被害をいう。
	橋りょう		「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。 「橋りょう流失」とは、高速自動車道、一般国道、都道府県及び市町村道の橋りょうが損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。
	河川		「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。 「堤防決壊」とは、河川法にいう１級河川の堤防、あるいは溜池の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。
	砂防		「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第１条に規定する砂防施設同法第３条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第３条の２の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設		「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道		「鉄道不通」とは、汽車、電車等の通行が不能になった程度の被害とする。
	船舶		「被害船舶」とは、ろ、かいのみをもって運転する船以外の船で、船体が没し、航行不能になったもの及び流出し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	水道		「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	電話		「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気		「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガス		「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。

	ブロック塀	「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
り災者	り災世帯	「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。 例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、又同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	り災者	「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。
火災発生		地震の場合のみ報告する。
被害額	公立文教施設	「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、砂防施設、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、下水道及び公園とする。
	その他の公共施設	「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公共又は公共の用に供する施設とする。
その他の被害額	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、魚貝、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具とする。

（注）１　住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。

２　損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。

３　主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

２－２　災害概況即報

第４号様式（その１）　災害概況即報

報　告　日　時	年　月　日　時　分
都　道　府　県	
市　町　村　名 （消防本部名）	
報　告　者　名	

消防庁受信者氏名

災害名　　（第　　報）

災害の概況	発生場所			発生日時	年　月　日　時　分		
被害の状況	死傷者	死　者	人	不明　人	住家	全壊　棟	一部破損　棟
		負傷者	人	計　人		半壊　棟	床上浸水　棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	（都道府県）		（市町村）			

（注）第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

２－３　被害状況即報

第４号様式（その２）　被害状況即報

市町村名				区分				被害
災害名 報告番号	災害名 第　報 （　月　日　時現在）			その他	田	流失・埋没	ha	
						冠水	ha	
					畑	流失・埋没	ha	
所属名						冠水	ha	
報告者名					文教施設		箇所	
連絡先 ☎					病院		箇所	
区分			被害		道路		箇所	
人的被害	死者	人			橋りょう		箇所	
	行方不明者	人			河川		箇所	
	負傷者 重傷	人			港湾		箇所	
	負傷者 軽傷	人			砂防		箇所	
住家被害	全壊	棟			清掃施設		箇所	
		世帯			崖くずれ		箇所	
		人			鉄道不通		箇所	
	半壊	棟			被害船舶		隻	
		世帯			水道		戸	
		人			電話		回線	
	一部破損	棟			電気		戸	
		世帯			ガス		戸	
		人			ブロック塀等		箇所	
	床上浸水	棟						
		世帯						
		人						
	床下浸水	棟			り災世帯数		世帯	
		世帯			り災者数		人	
		人		火災発生	建物		件	
非住家	公共の建物	棟			危険物		件	
	その他	棟			その他		件	

区　　分		被　　害
公共文教施設	千円	
農林水産業施設	千円	
公共土木施設	千円	
その他の公共施設	千円	
小　　計	千円	
農業被害	千円	
林業被害	千円	
畜産被害	千円	
水産被害	千円	
商工被害	千円	
その他	千円	
被害総額	千円	

市町村対策本部	名　称	
	設　置	月　日　時
	解　散	月　日　時

災害対策本部については、市町村長を長とした災害対策基本法に基づく本部を設置した場合のみを記入すること。

【住民避難の状況】
地区名
世帯数
人　数
種　別
（避難指示・避難勧告・自主避難）
原　因
発令時刻
解除時刻
避難場所

消防職員出動延人数	人	
消防団員出動延人数	人	

災害発生場所
災害発生日時
災害の種類概況
応急対策の状況
１１９番通報件数
・消防、水防、救急、救助等消防機関の活動状況
・避難の勧告・指示の状況
・避難所の設置状況（場所、施設名、避難者数及び世帯数）
・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
・自衛隊の派遣要請、出動状況
・ボランティアセンターの設置状況（設置の有無及び設置場所等）
・ボランティアの活動状況（受入の有無、派遣の有無等）
・その他関連事項

＊１　被害額は省略することができるものとする。

＊２　１１９番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

２－４　災害年報

第３号様式　災害年報

市町村名

区分				災害名						計
				発生年月日						
人的被害	死者		人							
	行方不明者		人							
	負傷者	重傷	人							
		軽傷	人							
住家被害	全壊		棟							
			世帯							
			人							
	半壊		棟							
			世帯							
			人							
	一部損壊		棟							
			世帯							
			人							
	床上浸水		棟							
			世帯							
			人							
	床下浸水		棟							
			世帯							
			人							
非住家	公共建物		棟							
	その他		棟							
その他	田	流失・埋没	ha							
		冠水	ha							
	畑	流失・埋没	ha							
		冠水	ha							
	学校		箇所							
	病院		箇所							
	道路		箇所							
	橋りょう		箇所							
	河川		箇所							
	港湾		箇所							
	砂防		箇所							
	清掃施設		箇所							
	崖くずれ		箇所							
	鉄道不通		箇所							
	被害船舶		隻							
	水道		戸							

市町村名

区分			災害名 / 発生年月日					計
電話		回線						
電気		戸						
ガス		戸						
その他	ブロック塀等	箇所						
火災発生	建物	件						
	危険物	件						
	その他	件						
り災世帯数		世帯						
り災者数		人						
公共文教施設		千円	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
農林水産業施設		千円	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
公共土木施設		千円	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
その他の公共施設		千円	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
小計		千円	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
その他	農産被害	千円						
	林産被害	千円						
	畜産被害	千円						
	水産被害	千円						
	商工被害	千円						
	その他	千円						
被害総額		千円						
市町村災害対策本部		設置	月　日	月　日	月　日	月　日	月　日	
		解散	月　日	月　日	月　日	月　日	月　日	
消防職員出動延人数								
消防団員出動延人数								

３　通信・放送に関する資料

３－１　災害時優先電話

No.	機　関　名	所　在　地	電話番号
1	山添村役場	大字大西151番地	0743-85-0046
			0743-85-2040
			0743-85-0041 (防災エリアメール)
2	東山出張所	大字桐山63番地	0743-86-0001
3	豊原出張所	大字三ヶ谷970番地	0743-87-0001
4	東山診療所	大字桐山62番地の1	0743-86-0441
5	波多野診療所	大字中峰山1027番地の1	0743-85-0005
6	豊原診療所	大字三ヶ谷970番地	0743-87-0003
7	やまぞえ小学校	大字春日1770番地の1	0743-85-0200
8	山添中学校	大字大西1044番地	0743-85-0109
9	山辺高等学校山添分校	大字大西46番地の1	0743-85-0214
10	旧北野小学校	大字北野1001番地	0743-86-0104
11	旧東豊小学校	大字岩屋2665番地	0743-87-0302
12	岩屋浄水場	大字岩屋2742番地	0743-87-0852
13	北野消防器具庫	大字北野1232番地の5	0743-86-0156
14	峰寺消防器具庫	大字峰寺92番地の92-18	0743-86-0147
15	室津消防器具庫	大字室津892番地の2の1	0743-86-0145
16	春日・大西消防器具庫	大字春日470番地の1	0743-85-0679
17	菅生消防器具庫	大字菅生1802番地	0743-85-0874
18	西波多消防器具庫	大字西波多4813番地	0743-85-0178
19	遅瀬消防器具庫	大字遅瀬1153番地	0743-85-0179
20	中峰山消防器具庫	大字中峰山1027番地の1	0743-85-0190
21	吉田消防器具庫	大字吉田239番地の1	0743-85-0864
22	広瀬消防器具庫	大字広瀬283番地の1	0743-85-0198
23	片平消防器具庫	大字片平567番地の1	0743-85-0485
24	岩屋消防器具庫	大字岩屋1419番地	0743-87-0929
25	毛原消防器具庫	大字毛原624番地	0743-87-0644
26	三ヶ谷消防器具庫	大字三ヶ谷566番地	0743-87-0924
27	勝原消防器具庫	大字勝原1886番地	0743-87-0427
28	切幡消防器具庫	大字切幡1088番地	0743-87-0719
29	箕輪消防器具庫	大字箕輪919番地の3	0743-87-0746
30	大塩消防器具庫	大字大塩1595番地の1	0743-87-0943

３－２　非常通信

市町村	役場から(km)	非　常　通　信　経　路
山添村	0	山添村役場 ―――――――――――――――――――――― 県　庁 （総務課）　［県］　（消防救急課）
	0.5	奈良県広域消防組合 ―――― 奈良県広域消防組合 ―――― 県　庁 山添消防署　［消］　消防本部　［県］　（消防救急課）

（凡例）――― 無線区間、［県］奈良県防災行政通信ネットワーク、［消］消防機関設備

３－３　報道機関

報　道　機　関　名	所　在　地	電　話
ＮＨＫ奈良放送局	奈良市鍋屋町27番地	0742－27－5902
奈良テレビ放送	奈良市法蓮佐保山3丁目1番11号	0742－24－2961
朝日新聞社奈良総局	奈良市三条大路1丁目9-17	0742－36－6331
毎日新聞社奈良支局	奈良市芝辻町4丁目5-7	0742－34－1521
読売新聞社奈良支局	奈良市法華寺町141-1	0742－34－1101
産経新聞奈良支局	奈良市油留木町44-2	0742－26－6381
日本経済新聞社奈良支局	奈良市高天町38-3	0742－23－8440
奈良新聞社中南和支社	奈良市法華寺町2番地4	0744－29－1144
共同通信社奈良支局	奈良市高天町38-3	0742－26－0077
時事通信社奈良支局	奈良市橋本町5番地	0742－22－4511

４　避難収容に関する資料

４－１　指定緊急避難場所・指定避難所

１　指定緊急避難場所

No.	施　設　名	住　所	対象とする異常な現象の種類					想定収容人数	指定避難所との重複
			洪水	崖崩れ・土石流及び地滑り	地震	大規模な火災	内水氾濫		
1	旧ひまわり保育園	三ケ谷1500	○	○	○	○	○	180	○
2	旧さくら保育園	岩屋2740-1	○	○	○	○	○	180	○
3	旧北野小学校	北野1001	○		○	○	○	160	
4	旧広瀬保育園	広瀬225	○			○	○	220	
5	やまぞえ小学校	春日1770-1	○	○	○	○	○	570	○
6	豊原公民館	三ケ谷970	○	○	○	○	○	230	○
7	旧東豊小学校	岩屋2665	○		○	○	○	660	
8	旧西豊小学校	箕輪680	○	○	○	○	○	750	○
9	山添中学校	大西1044	○	○	○	○	○	1120	○
10	東山公民館	桐山62-1	○	○	○	○	○	380	○
11	波多野公民館	春日1770-1	○	○			○	60	
12	総合スポーツセンター	大西69	○	○	○	○	○	1030	○
13	ふれあいホール	大西1367	○	○	○	○	○	560	○
14	五月川センター	広瀬288-2			○	○	○	390	
15	児童館・老人憩の家	西波多4922	○	○	○	○	○	290	○

２　指定避難所

No.	施　設　名	住　所	想定収容人数	指定緊急避難場所との重複	福祉避難所
1	旧ひまわり保育園	三ケ谷1500	20	○	
2	旧さくら保育園	岩屋2740-1	20	○	
5	やまぞえ小学校	春日1770-1	170	○	
6	豊原公民館	三ケ谷970	60	○	

8	旧西豊小学校	箕輪680	220	○	
9	山添中学校	大西1044	330	○	
10	東山公民館	桐山62-1	80	○	
12	総合スポーツセンター	大西69	310	○	
13	ふれあいホール	大西1367	160	○	
15	児童館・老人憩の家	西波多4922	50	○	
16	保健福祉センター	大西1395-1	30		○

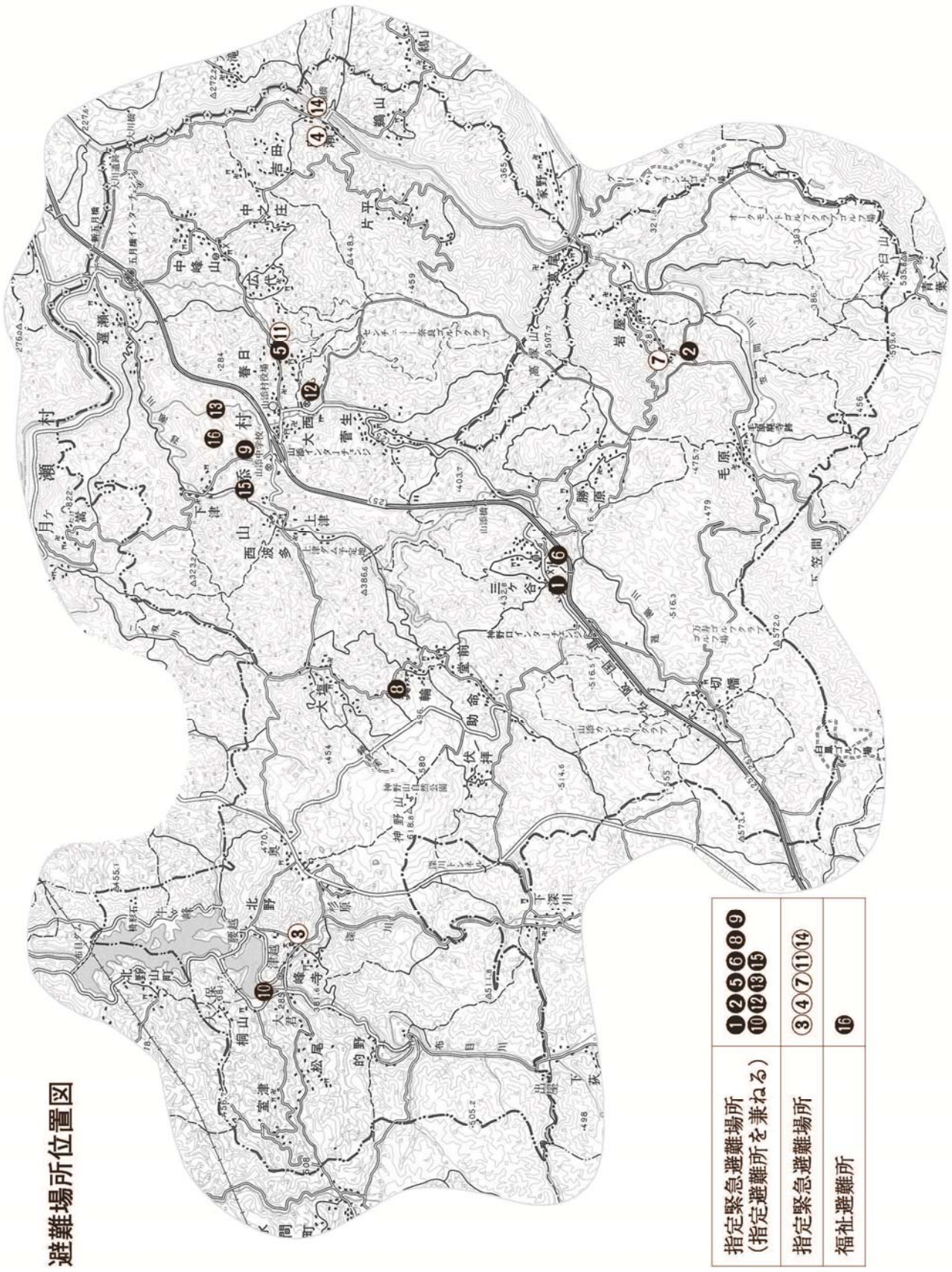
避難場所位置図
指定緊急避難場所（指定避難所を兼ねる）
❶❷❺❻❽❾❿⓬⓭⓯
指定緊急避難場所
③④⑦⑪⑭
福祉避難所
⓰

４－２　要配慮者利用施設

No.	施　設　名	住　　所	電　　話	施設種別
1	山添村立こども園	大字大西1385番地の1	0743-85-1001	児童福祉施設
2	社会福祉法人 山添村社会福祉協議会	大字大西1395番地の1	0743-85-0181	老人福祉施設
3	認知症高齢者グループホーム 一樹の里	大字三ヶ谷1064番地の1	0743-87-0102	老人福祉施設
4	特別養護老人ホーム せせらぎ苑	大字広瀬823番地	0743-85-0602	介護保険施設
5	大和高原太陽の家	大字切幡1432番地の118	0743-87-0510	障害者支援施設 障害福祉サービス事業所
6	セルプたいよう	大字切幡1432番地の1	0743-87-0918	障害福祉サービス事業所
7	cafe SUNWOOD	大字三ヶ谷1812番地の1	0743-87-2012	障害福祉サービス事業所
8	グループホーム　風の森	大字三ヶ谷1812番地の1	0743-87-2012	障害福祉サービス事業所
9	夢工房どうで	大字桐山74番地	0743-86-2211	障害福祉サービス事業所
10	夢工房どうで	大字桐山155番地の1	0743-86-0377	地域活動支援センター
11	ハイツ１	大字桐山74番地	0743-86-2211	障害福祉サービス事業所
12	国民健康保険東山診療所	大字桐山62番地の1	0743-86-0441	医療提供施設
13	国民健康保険波多野診療所	大字中峰山1028番地の1	0743-85-0005	医療提供施設
14	国民健康保険豊原診療所	大字三ヶ谷970番地	0743-87-0003	医療提供施設
15	医療法人 野村医院	大字大西502番地の1	0748-85-0439	医療提供施設
16	グループホーム風の森２号館	大字切幡768番地の3	0743-87-0200	障害福祉サービス事業所
17	わんぱくどうぶつえん	大字桐山32番地	0743-89-0640	障害福祉サービス事業所
18	ナイスハイツ	大字的野838番地	0743-83-1966	障害福祉サービス事業所
19	大三toco	大字峰山119番地の7	0743-86-0377	障害福祉サービス事業所
20	つつじの丘	大字大西1181番地	0743-85-1181	特別養護老人ホーム
21	藤井歯科	大字遅瀬354番地の6	0743-85-0935	医療提供施設

５　医療救護に関する資料

５－１　医療機関

１　村内医療機関

医療機関名	所在地	診療科目	電話番号
山添村国民健康保険東山診療所	大字桐山62番地の1	内	0743-86-0441
山添村国民健康保険波多野診療所	大字中峰山1028番地の1	内	0743-85-0005
山添村国民健康保険豊原診療所	大字三ヶ谷970番地	内	0743-87-0003
野村医院	大字大西502番地の1	内	0743-85-0439
藤井歯科医院	大字遅瀬354番地の6	歯・矯歯・小歯・口外	0743-85-0935

２　周辺医療機関

病院名	所在地	診療科目	電話番号
宇陀市立病院	宇陀市	内・外・婦・整・耳・眼・皮・泌・神内・小・麻・放・リハ・臨床・脳内・栄養	0745-82-0381
天理市立 メディカルセンター	天理市	内・外・小・婦	0743-63-1821
市立奈良病院	奈良市	内・呼内・消内・消外・循内・神内・血内・心内・糖内・外・呼外・消外・脳外・乳外・整・形外・小・皮・泌・産婦・眼・耳・リハ・放・病理・臨床・麻・腎内	0742-24-1251
天理よろづ相談所病院	天理市	総内・呼内・循内・脳内・消内・血内・腎透・内泌・腫内・消外・乳外・呼外・脳神・心外・整外・形外・泌・耳鼻・歯・産婦・眼・小児・皮膚・放・放治・麻・救急・精神・緩和	0743-63-5611
社会医療法人 高清会高井病院	天理市	外・整外・内・泌・脳外・呼内・放・循・脳内・心外・耳鼻・眼・リハ・歯・麻・乳外・産婦・小児・病理・救急・形成	0743-62-0372

３　地域災害拠点病院（東和保健医療圏）

病院名	所在地	診療科目	電話番号
済生会中和病院	桜井市	内・外・整・泌・脳外・小・眼・耳・婦・女泌・皮・放・循内・麻・リハ・精・病理・乳外	0744-43-5001

４　基幹災害拠点病院

病院名	所在地	診療科目	電話番号
県立医科大学付属病院	橿原市	腎内・循内・呼内・呼外・消内・神内・感内・外・消外・小外・乳外・脳外・心外・整・口外・産婦・眼・小・精・皮・形外・泌・耳・放・放治・麻・救・リハ・糖・腫内	0744-22-3051

５－２　救護所の設置予定場所

設置予定施設名	所　在　地	施設状況	備　考
ふれあいホール	大字大西1367番地	研修室等	
総合スポーツセンター	大字大西69番地	和　室　等	
保健福祉センター	大字大西1395番地の1	和　室　等	

６　輸送・交通に関する資料

６－１　緊急ヘリポート

〈防災ヘリコプター等場外離着陸場〉

名　　称	所　在　地	北　緯	東　経
山添村ふるさとセンター多目的広場	大字大西1242番地	34° 40′ 56″	136° 02′ 32″
山添健民運動場	大字伏拝888番地の2	34° 40′ 01″	136° 00′ 23″
上津ダム多目的広場	大字西波多365番地	34° 40′ 15″	136° 01′ 46″

〈ドクターヘリ等場外離着陸場〉

名　　称	所　在　地	北　緯	東　経
山添村ふるさとセンター多目的広場	大字大西1242番地	34° 40′ 56″	136° 02′ 32″
上津ダム多目的広場	大字西波多365番地	34° 40′ 15″	136° 01′ 46″
山添村ふるさとセンター 多目的広場下駐車場	大字大西1242番地	34° 40′ 56″	136° 02′ 32″
やまぞえ小学校グラウンド	大字春日1770番地の1	34° 40′ 51″	136° 03′ 05″
山添健民運動場	大字伏拝888番地の2	34° 40′ 01″	136° 00′ 23″
旧東豊小学校（グラウンド）	大字岩屋2665番地	34° 38′ 32″	136° 03′ 03″
万寿ゴルフクラブ	大字切幡1424番地	34° 38′ 21″	136° 01′ 11″
名阪スポーツランド	大字切幡1343-1番地	34° 38′ 06″	135° 59′ 45″
オークモントゴルフクラブ	大字岩屋3316番地	34° 37′ 39″	136° 04′ 06″

６－２　緊急輸送道路ネットワーク路線

機 能 区 分	道 路 種 別	路　　線　　名
第　１　次	一 般 国 道 （指 定 区 間）	国道25号（名阪国道）
第　２　次	一 般 国 道 （指 定 区 間 外）	国道25号（旧）
	主 要 地 方 道	笠置山添線
		奈良名張線

６－３　道路の状況

（令和２年４月１日現在）

路線	（A）	（B）		（C）		左　の　う　ち				総　延　長 （A）＋（B）＋（C）
	道　路 （m）	橋　梁 （箇所、m）		トンネル （箇所、m）		舗　装　済		改　良　済		
						延長 （m）	舗装率 （%）	延長 （m）	改良率 （%）	
国道25号	13,693	7	104			13,693	100.00%	6,867	50.88%	13,797
県道奈良名張線	16,198	9	280			16,198	100.00%	11,866	73.26%	16,478
県道笠置山添線	2,680	3	71			2,680	100.00%	2,680	100.00%	2,751
県道月瀬針線	6,155	4	91	1	217	6,155	100.00%	3,999	64.97%	6,463
県道上笠間八幡名張線	4,974	1	38			4,974	100.00%	2,278	45.80%	5,012
県道北野吐山線	1,965	4	30			1,965	100.00%	0	0.00%	1,995
県道遅瀬西波多線	4,321	3	30			4,321	100.00%	659	15.25%	4,351
県道月瀬三ヶ谷線	5,079	1	5			5,079	100.00%	1,186	39.10%	5,084
県道助命下荻線	2,929	2	5			2,929	100.00%	791	27.01%	2,934
県道岩屋三ヶ谷線	4,616	1	8			4,616	100.00%	1,336	28.94%	4,624
県道毛原切幡線	4,413	1	7			4,413	100.00%	2,279	51.64%	4,420
県道山添桔梗が丘線	5,861	7	190			5,861	100.00%	1,920	32.76%	6,051
県道神野山公園線	2,821	1	17			2,821	100.00%	0	0.00%	2,838
県道月瀬梅林山添線	1,130	1	17			1,130	100.00%	1,130	100.00%	1,147
村道（156路線）	212,401	88	1,377	1	87	127,600	59.66%	65,505	31.07%	213,865
林道（５路線）	6,785	1	7			4,452	65.62%	3,752	55.30%	6,792
合計（175路線）	296,021	134	2,277	2	304	208,887	70.56%	107,148	36.20%	298,602

６－４　欠

６－５　異常気象時における道路通行規制基準

⑴　一般国道（国管理区間）

路線名	通行規制区間 所在地	延長 (km)	交通量 H27 (台／日)	規制条件			危険内容	備考
				気象等基準		気象等観測所 (トレメーター)		
				通行注意	通行止			
25号	伊賀市治田 （三重、奈良県境） 天理市石上町	29.6	42,568	連続雨量 100㎜	連続雨量 160㎜	山添村大字三ヶ谷 奈良市針町 奈良市米谷町米谷	盛土切土法面 崩落、落石	

⑵　一般国道

注：連続雨量は48時間以内とし４時間以内の中断は連続雨量とみなす。

路線名	通行規制区間		交通量	規制基準			道路情報板設置場所	道路情報モニター 所在地及び氏名・ＴＥＬ	迂回路	備考
	所在地	延長 (km)	H27	気象等基準値		気象等観測所				
			台／12ｈ	通行注意	通行止					
25号	山添村大字遅瀬～山添村大字中峯山	2.0	531	連続雨量 80㎜ 時間雨量 20㎜	連続雨量 120㎜ 時間雨量 25㎜	都祁雨量観測所	山添村大字大西		名阪国道	積雪等については道路の状況を判断して規制を行う。
							山添村大字遅瀬	山添村大字遅瀬1213番地の２　TEL　0743-85-0013 脇　義宣（１級）　建設業		
25号	山添村大字菅生～山添村大字三ヶ谷	2.5	531	連続雨量 80㎜ 時間雨量 20㎜	連続雨量 120㎜ 時間雨量 25㎜	都祁雨量観測所	山添村大字大西		名阪国道	積雪等については道路の状況を判断して規制を行う。
							奈良市針町			
							山添村大字三ヶ谷			

⑶　主要地方道

路線名	通行規制区間		交通量	規制基準			道路情報板設置場所	道路情報モニター 所在地及び氏名・ＴＥＬ	迂回路	備考
	所在地	延長(km)	H17	気象等基準値		気象等観測所				
			台／12ｈ	通行注意	通行止					
笠置山添線	奈良市月ヶ瀬月瀬～山添村大字遅瀬	4.0	1,844	連続雨量 80㎜ 時間雨量 20㎜	連続雨量 120㎜ 時間雨量 25㎜	柳生雨量観測所	山添村大字遅瀬	山添村大字遅瀬1213番地の２　TEL　0743-85-0013 脇　義宣（１級）　建設業	遅瀬西波多線 奈良名張線 月瀬三ヶ谷線	積雪等については道路の状況を判断して規制を行う。
							奈良市月ヶ瀬月瀬	奈良市月ヶ瀬長引400番地　TEL　07439-2-0078 仲谷久美子（１級）　無職		
奈良名張線	奈良市水間町（369号分岐）～山添村大字北野（杉谷）	4.0	1,242	連続雨量 80㎜ 時間雨量 20㎜	連続雨量 120㎜ 時間雨量 25㎜	柳生雨量観測所	奈良市水間町	奈良市水間町2439　TEL　0742-81-0149 東田勁一（１級）　農業	なし	積雪等については道路の状況を判断して規制を行う。
							山添村大字大西			
奈良名張線	山添村大字中峯山～山添村大字葛尾（県界）	5.9	1,214	連続雨量 80㎜ 時間雨量 20㎜	連続雨量 120㎜ 時間雨量 25㎜	都祁雨量観測所	山添村大字中峯山		25号 岩屋三ヶ谷線	積雪等については道路の状況を判断して規制を行う。
							山添村大字葛尾	山添村大字葛尾89番地　TEL　0743-87-0588 石井康弘（１級）　農業		

６－６　緊急通行車両等確認申出書・緊急通行車両等事前届出書

地震防災
災　　害　　応急対策用
原子力災害
国 民 保 護 措 置 用

緊急通行車両等確認申出書

年　　月　　日

奈良県公安委員会　殿

申出者住所
（電話）
氏　　名　　㊞

番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
使 用 者	住　所	電話（　　）　　－
	氏　名	
出　　発　　地		

（注）　この確認申請書には、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付してください。

備考　１　申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

２　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とする。

災　害
地震防災　応急対策用
原子力災害
国民保護措置用

緊急通行車両等事前届出書

年　月　日

奈良県公安委員会　殿

届出者住所
（電話）
氏名　　印

番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
使用者	住　所	（　　）　局　　番
	氏　名	
出　発　地		

（注）　この事前届出書は正副２部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。ただし、県の機関にあっては、奈良県警察本部（交通規制課）に提出することができます。

災　害　　第　　号
地震防災　応急対策用
原子力災害
国民保護措置用

緊急通行車両等事前届出済証

左記のとおり事前届出を受けたことを証する

年　月　日

奈良県公安委員会　　印

（注）

1　大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を奈良県警察本部（交通規制課）又は最寄りの警察署若しくは交通検問所に提出して所要の手続きを受けてください。

2　届出内容に変更が生じ、又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、先の事前届出を行った警察署又は奈良県警察本部（交通規制課）に届け出て、再交付を受けてください。

3　次に該当するときは、本届出済証を返還してください。
⑴　緊急通行車両等に該当しなくなったとき。
⑵　緊急通行車両等が廃車となったとき。
⑶　その他緊急通行車両としての必要性がなくなったとき。

備考　1　届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
　　2　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とする。

６－７　規制除外車両確認申出書・規制除外車両確認証明書・規制除外車両事前届出書

災　　害　　応急対策用
原子力災害
国 民 保 護 措 置 用

規制除外車両確認申出書

年　　月　　日

奈良県公安委員会　殿

申出者住所
（電話）
氏　　名　　㊞

番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
使 用 者	住　所	電話（　　）　　－
	氏　名	
出　　発　　地		

（注）　この確認申請書には、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付してください。

備考　１　申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

２　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とする。

第　　号

年　　月　　日

規　制　除　外　車　両　確　認　証　明　書

奈良県公安委員会　　印

番号標に表示されている番号			
車両の用途			
使用者	住所		
	氏名		
通行日時			
通行経路		出発地	目的地
備考			

備考　用紙の大きさは、日本工業規格A列５番とする。

災　　害　応急対策用
原子力災害
国 民 保 護 措 置 用

規 制 除 外 車 両 事 前 届 出 書

年　　月　　日

奈良県公安委員会　殿

届出者住所
（電話）
氏名　　㊞

番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
使用者	住　所	（　　）　　局　　番
	氏　名	
出　発　地		

（注）　この事前届出書は正副２部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。ただし、県の機関にあっては、奈良県警察本部（交通規制課）に提出することができます。

災　　害　応急対策用　　第　　号
原子力災害
国 民 保 護 措 置 用

規 制 除 外 車 両 事 前 届 出 済 証

左記のとおり事前届出を受けたことを証する

年　　月　　日

奈良県公安委員会　　印

（注）

1　大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を奈良県警察本部（交通規制課）又は最寄りの警察署若しくは交通検問所に提出して所要の手続きを受けてください。

2　届出内容に変更が生じ、又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、先の事前届出を行った警察署又は奈良県警察本部（交通規制課）に届け出て、再交付を受けてください。

3　次に該当するときは、本届出済証を返還してください。
(1)　規制除外車両に該当しなくなったとき。
(2)　規制除外車両が廃車となったとき。
(3)　その他規制除外車両としての必要性がなくなったとき。

備考　1　届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
　　2　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とする。

７　防災資機材・設備等に関する資料

７－１　山添村建設関係事業者

商号又は名称	主たる営業所所在地	電話番号（市外局番：0743）	建設工事の種類									
			土木	建築	電気	管工	舗装	ガラス	内装工	造園工	建具工	水道工
(株)脇組	大字遅瀬1213番地の２	85-0013	○	○		○	○			○		○
(株)松下組	大字岩屋1370番地	87-0225	○	○			○					○
(株)コミナミ	大字広瀬138番地	85-0050	○	○		○	○			○		○
畑中電業社	大字堂前231番地	87-0093			○	○						
丸尾電気商会	大字峰寺７番地	86-0309			○							
栗田建設	大字西波多4519番地の３	85-0945	○	○			○					○
巽工務店	大字箕輪1553番地	87-0717	○	○			○					○
宮坂工務店	大字毛原608番地	87-0875	○	○			○					
窪田建設	大字峰寺159番地	86-0450	○				○					
(株)寺島組	大字葛尾62番地	87-0986	○	○			○					
(株)MAKOTO	大字遅瀬1120番地の２	85-1080	○			○				○		○

７－２　給水機材の現況

（令和元年11月１日現在）

防災関係物資の保有数量			
車両（台）	給水容器（個）		機材（台）
トラック	給水タンク	ウォータータンク	投光器
3	2	120	2

７－３　し尿収集資機材の保有状況

（令和元年11月１日現在）

区分／公共団体名	委託業者・許可業者所有		災害時連絡先
	バキューム車	その他	
山辺環境衛生組合	4	1	0743-85-0041

７－４　ごみ収集資機材の保有状況

（平成28年４月１日現在）

区分／公共団体名	公共団体所有		災害時連絡先
	収集車	運搬車	
山添村	1	－	0743-85-0041

７－５　火葬場

名称	所在地	電話番号	処理能力
伊賀市斎苑	三重県伊賀市西明寺3216番地の1	0595-21-0713	３基　７体／日
名張市斎場	三重県名張市滝之原4538番地の2	0595-68-8400	４基　８体／日
天理火葬場	奈良県天理市豊田町918番地の1	0743-65-5000	５基　７体／日
奈良東山霊苑 火葬場	奈良県奈良市白毫寺町973	0742-36-4894	８基　８体／日
宇陀市営 不帰堂火葬場	奈良県宇陀市大宇陀大東34-1	0745-83-2256	２基　２体／日
宇陀市 榛原斎場	奈良県宇陀市榛原山辺三2903-2	0745-82-5165	３基　３体／日
奈良市斎苑 旅立ちの杜	奈良市横井町924番地の11	0742-64-9007	11基　22体／日

８　食料、生活必需品の調達・供給に関する資料

８－１　米穀販売店

名称		所在地	電話番号
奈良県農業協同組合	山添村営農経済センター	大字大西1008番地	0743-85-0221

８－２　副食物販売店

名称	所在地	電話番号
大矢商店	大字峰寺105番地の９	0743-86-0022
窪田商店	大字西波多178番地	0743-85-0408
油重ストアー	大字中之庄66番地の１	0743-85-0011

８－３　炊き出し可能施設

施設名	所在地	電話番号
総合スポーツセンター	大字大西69番地	0743-85-0206
学校給食センター	大字大西78番地の１	0743-85-0609
保健福祉センター	大字大西1395番地の１	0743-85-0045
東山公民館	大字桐山62番地の1	0743-86-0001
豊原公民館	大字三ヶ谷970	0743-87-0001
山添村立こども園	大字大西1385番地の１	0743-85-1001

８－４　物資の調達先

調達先	所在地	電話番号
奈良県農業協同組合　山添支店	大字大西1012番地の1	0743-85-0211

８－５　救援物資の集積場所

施設名	所在地	電話番号
総合スポーツセンター	大字大西69番地	0743-85-0206
ふれあいホール	大字大西1367番地	0743-85-0970
旧北野小学校	大字北野1001番地	0743-86-0104

８－６　備蓄物資

物品名	数量
保存食（米類）	1,475
保存食（パン類）	384
保存食（おかず類）	300
保存用水（２ℓ）	1,167
難燃性毛布	633
粉ミルク	800
哺乳瓶	50

９　消防に関する資料

９－１　山添村消防団編成表

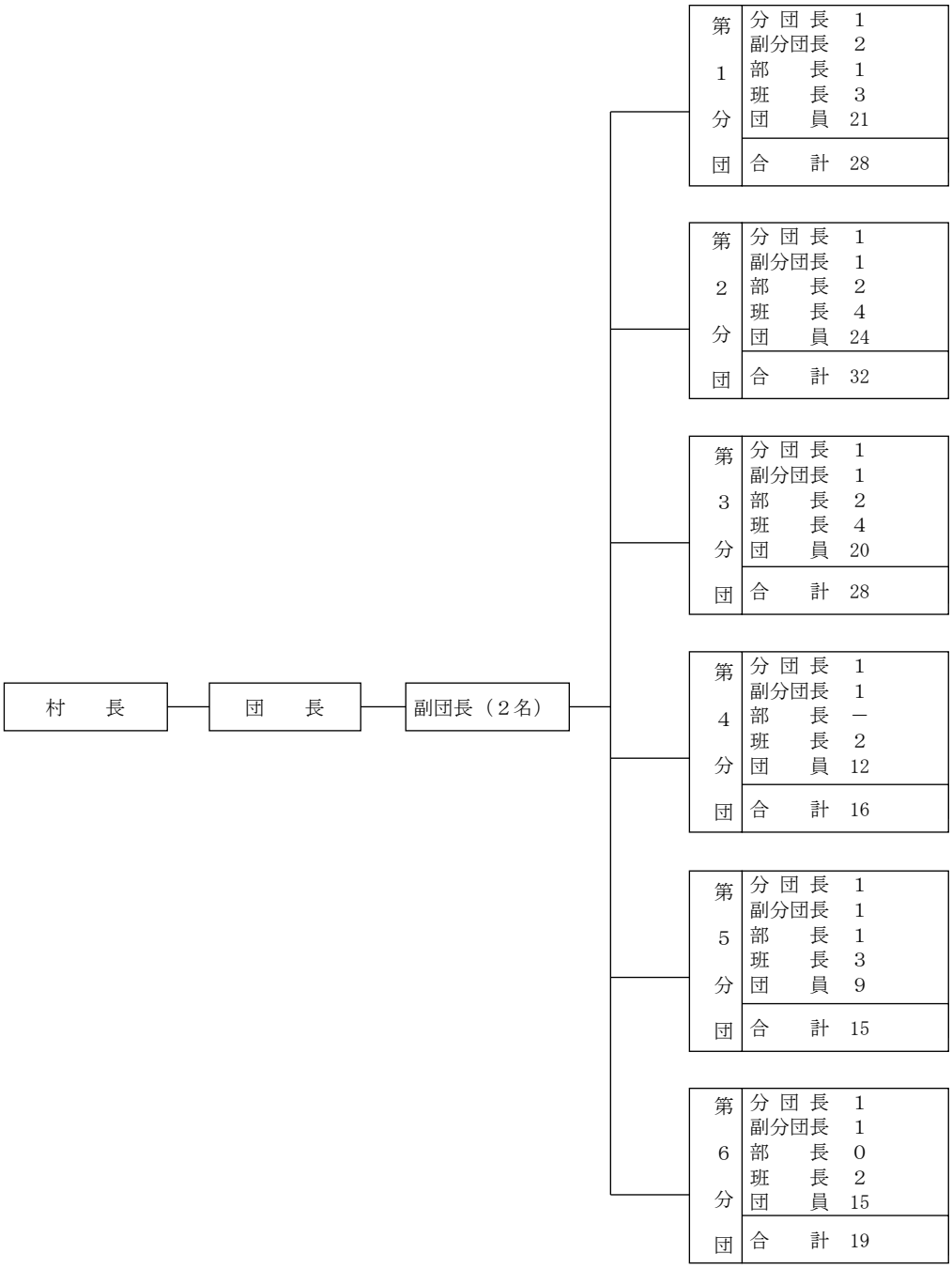

団　長	副団長	分団長	副分団長	部　長	班　長	団　員	計	定　数
1	2	6	7	6	18	101	141	141

９－２　消防団警戒区域責任分担表

（令和6年1月31日現在）

名　　称	管　　轄　　地　　区　　名	世帯数	人口
第　1　分　団	室津、松尾、的野、峰寺、桐山、北野	230	510
第　2　分　団	春日、大西、菅生、上津、下津、遅瀬	344	814
第　3　分　団	中峰山、広代、中之庄、吉田、広瀬、鵜山、片平、葛尾	246	567
第　4　分　団	岩屋、毛原	151	350
第　5　分　団	三ケ谷、勝原、切幡	188	424
第　6　分　団	伏拝、助命、箕輪、大塩、堂前	166	457
合　　計		1,325	3,122

９－３　消防施設の状況

（建物）

名称		所在地	電話番号
奈良県広域消防組合山添消防署		大字大西942番地の5	85-0304
山添村消防団第１分団	第１班詰所	大字北野1232番地の5	86-0156
	第２班詰所	大字峰寺92番地の18	86-0147
	第３班詰所	大字室津892番地の2の1	86-0145
山添村消防団第２分団	第１班詰所	大字春日470番地の1	85-0679
	第２班詰所	大字菅生1802番地	85-0874
	第３班詰所	大字西波多4813番地	85-0178
	第４班詰所	大字遅瀬1153番地	85-0179
山添村消防団第３分団	第１班詰所	大字中峰山1027番地の1	85-0190
	第２班詰所	大字吉田239番地の1	85-0864
	第３班詰所	大字広瀬282番地の1	85-0198
	第４班詰所	大字片平567番地の1	85-0485
山添村消防団第４分団	第１班詰所	大字岩屋1419番地	87-0929
	第２班詰所	大字毛原624番地	87-0644
山添村消防団第５分団	第１班詰所	大字三ケ谷566番地	87-0924
	第２班詰所	大字勝原1886番地	87-0427
	第３班詰所	大字切幡1088番地	87-0719
	第１班詰所	大字箕輪919番地の3	87-0746
	第２班詰所	大字大塩1094番地	87-0943

（車両及び水利）

種別（車両）	台数	種別（水利）	箇所数	
小型動力ポンプ付積載車	17	貯水槽	157	公設 150
小型動力ポンプ	1			私設 7
		消火栓		458
計	19	計		615

９－４　防火管理者の選任を要する防火対象物

（令和元年10月１日現在）

防火対象物の用途区分（消防法施行令別表第１）			
区　　分		防火対象物の用途等	対象物数
１項	イ	劇場、映画館、演芸場又は観覧場	
	ロ	公会堂又は集会場	7
２項	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの	
	ロ	遊技場又はダンスホール	
	ハ	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第５項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗（ニ並びに⑴項イ、⑷項、⑸項イ及び⑼項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。）その他これに類するものとして総務省令で定めるもの	
	ニ	カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの	
３項	イ	待合、料理店その他これらに類するもの	
	ロ	飲食店	
４項		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場	
５項	イ	旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの	2
	ロ	寄宿舎、下宿又は共同住宅	
６項	イ	病院、診療所、助産所	
	ロ	次に掲げる防火対象物 ⑴　老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム（介護保険法第７条第１項に規定する要介護状態区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者（以下「避難が困難な要介護者」という。）を主として入居させるものに限る。）、有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）、介護老人保健施設、老人福祉法第５条の２第４項に規定する老人短期入所事業を行う施設、同条第５項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。）、同条第６項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの ⑵　救護施設 ⑶　乳児院 ⑷　障害児入所施設 ⑸　障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第４条第１項に規定する障害者又は同条第２項に規定する障害児であって、同条第４項に規定する障害支援区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者（以下「避難が困難な障害者等」という。）を主として入所させるものに限る。）又は同法第５条第８項に規定する短期入所若しくは同条第15項に規定する共同生活援助を行う施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。ハ⑸において「短期入所等施設」という。）	3
		次に掲げる防火対象物 ⑴　老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム（ロ⑴に掲げるものを除く。）、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム（ロ⑴に掲げるものを除く。）、老人福祉法第５条の２第３項に規定する老人デイサービス事業を行う施設、同条第５項に	

	ハ	規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（ロ⑴に掲げるものを除く。）その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの ⑵　更生施設 ⑶　助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第６条の３第７項に規定する一時預かり事業又は同条第９項に規定する家庭的保育事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの ⑷　児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設又は児童福祉法第６条の２の２第２項に規定する児童発達支援若しくは同条第４項に規定する放課後等デイサービスを行う施設（児童発達支援センターを除く。） ⑸　身体障害者福祉センター、障害者支援施設（ロ⑸に掲げるものを除く。）、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第５条第７項に規定する生活介護、同条第８項に規定する短期入所、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援、同条第14項に規定する就労継続支援若しくは同条第15項に規定する共同生活援助を行う施設（短期入所等施設を除く。）	3
	ニ	幼稚園又は特別支援学校	
７項		小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの	3
８項		図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの	
９項	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの	
	ロ	イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場	
10項		車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場（旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限る。）	
11項		神社、寺院、教会その他これらに類するもの	
12項	イ	工場又は作業場	
	ロ	映画スタジオ又はテレビスタジオ	
13項	イ	自動車車庫又は駐車場	
	ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫	
14項		倉庫	
15項		前各項に該当しない事業場	7
16項	イ	複合用途防火対象物のうち、その一部が１項から４項まで、５項イ、６項又は９項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの	4
	ロ	イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物	1
16の２項		地下街	
16の３項		建築物の地階（16の2項に掲げるものの各階を除く。）で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの（１項から４項まで、５項イ、６項又は９項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）	
17項		文化財保護法の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律の規定によって重要美術品として認定された建造物	1
18項		延長50ｍ以上のアーケード	
19項		市町村長の指定する山林	
20項		総務省令で定める舟車	
合　　計			31

９－５　文化財建造物設置防災施設一覧

（平成29年１月31日現在）

区分	名称	棟数	自火報	消火設備						避雷針	備考
				貯水槽	池	消火栓	放水銃	ドレンチャ	動力ポンプ		
国指定	天神社	1	○	○	○	○			○	○	（無住）
県指定	春日小学校旧講堂	1	○								（無住） 山添村所有
	春日神社本殿	1	○		○	○					（無住）
	神波多神社本殿	1	○			○					（無住）

○：設　置　済

９－６　危険物施設

（平成29年１月31日現在）

貯蔵所								取扱所						事業所数
	屋内	屋外タンク	屋内タンク	地下タンク	簡易タンク	移動タンク	屋外		給油	第1種	第2種	移送	一般	
26	4	2	3	10		7		10	7				3	13

10　災害危険箇所に関する資料

10－１　土砂災害警戒区域等

	所在地	区　域　名　称	指定年月日	区分	
				警戒	特別
1	岩屋	山添村岩屋(001)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年３月23日	○	○
2	岩屋	山添村岩屋(002)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年３月23日	○	○
3	岩屋	山添村岩屋(003)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年３月23日	○	○
4	岩屋	山添村岩屋(004)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年３月23日	○	○
5	岩屋	山添村岩屋(005)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年３月23日	○	○
6	岩屋	山添村岩屋(006)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年３月23日	○	○
7	岩屋	山添村岩屋(007)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年３月23日	○	○
8	岩屋	山添村岩屋(008)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年３月23日	○	○
9	岩屋	山添村岩屋(001)土石流警戒区域	平成30年３月23日	○	－
10	岩屋	山添村岩屋(002)土石流警戒区域	平成30年３月23日	○	－
11	岩屋	山添村岩屋(003)土石流警戒区域	平成30年３月23日	○	－
12	岩屋	山添村岩屋(004)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成30年３月23日	○	○
13	岩屋	山添村岩屋(005)土石流警戒区域	平成30年３月23日	○	－
14	岩屋	山添村岩屋(006)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成30年３月23日	○	○
15	岩屋	山添村岩屋(007)土石流警戒区域	平成30年３月23日	○	－
16	岩屋	山添村岩屋(008)土石流警戒区域	平成30年３月23日	○	－
17	岩屋	山添村岩屋(009)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成30年３月23日	○	○
18	岩屋	山添村岩屋(010)土石流警戒区域	平成30年３月23日	○	－
19	岩屋	山添村岩屋(001)地すべり	平成27年３月10日	○	－
	岩屋 (勝原再掲)	山添村勝原(014)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年３月23日	○	○
20	鵜山	山添村鵜山(001)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成25年２月22日	○	○
21	鵜山	山添村鵜山(002)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成25年２月22日	○	○
22	鵜山	山添村鵜山(003)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
23	大塩	山添村大塩(001)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
24	大塩	山添村大塩(002)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
25	大塩	山添村大塩(003)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
26	大塩	山添村大塩(004)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
27	大塩	山添村大塩(005)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
28	大塩	山添村大塩(006)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
29	大塩	山添村大塩(007)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
30	大塩	山添村大塩(008)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
31	大塩	山添村大塩(009)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
32	大塩	山添村大塩(010)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
33	大塩	山添村大塩(011)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
34	大塩	山添村大塩(012)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
35	大塩	山添村大塩(013)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
36	大塩	山添村大塩(014)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
37	大塩	山添村大塩(015)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
38	大塩	山添村大塩(016)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
39	大塩	山添村大塩(001)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○

40	大塩	山添村大塩(002)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
41	大塩	山添村大塩(003)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
42	大塩	山添村大塩(004)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
43	大塩	山添村大塩(005)土石流警戒区域	令和元年５月28日	○	－
44	大塩	山添村大塩(006)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
45	大塩	山添村大塩(007)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
46	大塩	山添村大塩(008)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
47	大塩	山添村大塩(001)地すべり	平成27年３月10日	○	－
48	大西	山添村大西(001)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成28年３月25日	○	○
49	遅瀬	山添村遅瀬(001)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
50	遅瀬	山添村遅瀬(002)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年３月25日	○	○
51	遅瀬	山添村遅瀬(003)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年３月25日	○	○
52	遅瀬	山添村遅瀬(004)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年３月25日	○	○
53	遅瀬	山添村遅瀬(005)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年３月25日	○	○
54	遅瀬	山添村遅瀬(006)急傾斜地崩壊警戒区域	令和元年５月28日	○	－
55	遅瀬	山添村遅瀬(007)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年３月25日	○	○
56	遅瀬	山添村遅瀬(008)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年３月25日	○	○
57	遅瀬	山添村遅瀬(009)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年３月25日	○	○
58	遅瀬	山添村遅瀬(010)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年３月25日	○	○
59	遅瀬	山添村遅瀬(011)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年３月25日	○	○
60	遅瀬	山添村遅瀬(012)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年３月25日	○	○
61	遅瀬	山添村遅瀬(013)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年３月25日	○	○
62	遅瀬	山添村遅瀬(014)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年３月25日	○	○
63	遅瀬	山添村遅瀬(015)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年３月25日	○	○
64	遅瀬	山添村遅瀬(016)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年３月25日	○	○
65	遅瀬	山添村遅瀬(017)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年３月25日	○	○
66	遅瀬	山添村遅瀬(020)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年３月25日	○	○
67	春日	山添村春日(001)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年３月25日	○	○
68	春日	山添村春日(002)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年３月25日	○	○
69	春日	山添村春日(003)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年３月25日	○	○
70	春日	山添村春日(004)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年３月25日	○	○
71	春日	山添村春日(005)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年３月25日	○	○
72	春日	山添村春日(006)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年３月25日	○	○
73	春日	山添村春日(007)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年３月25日	○	○
74	春日	山添村春日(008)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年３月25日	○	○
75	春日	山添村春日(009)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年３月25日	○	○
76	春日	山添村春日(001)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成28年３月25日	○	○
77	春日	山添村春日(002)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成28年３月25日	○	○
	春日 (広代再掲)	山添村広代(006)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成28年３月25日	○	○
78	片平	山添村片平(001)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成21年８月21日	○	○
79	片平	山添村片平(002)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成21年８月21日	○	○
80	片平	山添村片平(003)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年３月25日	○	○
81	片平	山添村片平(004)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年３月25日	○	○
82	片平	山添村片平(005)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年３月25日	○	○
83	片平	山添村片平(007)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年３月25日	○	○
84	片平	山添村片平(008)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成21年８月21日	○	○
85	片平	山添村片平(009)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年３月25日	○	○
86	片平	山添村片平(010)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年３月25日	○	○
87	片平	山添村片平(001)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成28年３月25日	○	○
88	片平	山添村片平(002)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成28年３月25日	○	○

89	片平	山添村片平(003)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成28年３月25日	○	○
90	片平	山添村片平(004)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成28年３月25日	○	○
91	片平	山添村片平(005)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成28年３月25日	○	○
92	片平	山添村片平(006)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成28年３月25日	○	○
93	片平	山添村片平(007)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成28年３月25日	○	○
94	片平	山添村片平(008)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成28年３月25日	○	○
95	片平	山添村片平(009)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成28年３月25日	○	○
96	片平	山添村片平(010)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成28年３月25日	○	○
97	片平	山添村片平(012)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成28年３月25日	○	○
98	勝原	山添村勝原(001)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年３月23日	○	○
99	勝原	山添村勝原(002)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年３月23日	○	○
100	勝原	山添村勝原(003)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年３月23日	○	○
101	勝原	山添村勝原(004)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年３月23日	○	○
102	勝原	山添村勝原(005)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年３月23日	○	○
103	勝原	山添村勝原(006)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年３月23日	○	○
104	勝原	山添村勝原(007)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年３月23日	○	○
105	勝原	山添村勝原(008)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年３月23日	○	○
106	勝原	山添村勝原(009)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年３月23日	○	○
107	勝原	山添村勝原(010)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年３月23日	○	○
108	勝原	山添村勝原(011)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年３月23日	○	○
109	勝原	山添村勝原(012)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年３月23日	○	○
110	勝原	山添村勝原(013)急傾斜地崩壊警戒区域	平成30年３月23日	○	－
111	勝原	山添村勝原(014)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年３月23日	○	○
112	勝原	山添村勝原(001)土石流警戒区域	平成30年３月23日	○	－
113	勝原	山添村勝原(002)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成30年３月23日	○	○
114	勝原	山添村勝原(003)土石流警戒区域	平成30年３月23日	○	－
115	北野	山添村北野(001)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
116	北野	山添村北野(002)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
117	北野	山添村北野(003)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
118	北野	山添村北野(004)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
119	北野	山添村北野(005)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
120	北野	山添村北野(006)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
121	北野	山添村北野(007)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
122	北野	山添村北野(008)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
123	北野	山添村北野(009)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
124	北野	山添村北野(010)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
125	北野	山添村北野(011)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
126	北野	山添村北野(012)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
127	北野	山添村北野(013)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
128	北野	山添村北野(014)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
129	北野	山添村北野(015)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
130	北野	山添村北野(016)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
131	北野	山添村北野(017)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
132	北野	山添村北野(018)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
133	北野	山添村北野(019)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
134	北野	山添村北野(020)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
135	北野	山添村北野(021)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
136	北野	山添村北野(023)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
137	北野	山添村北野(024)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
138	北野	山添村北野(025)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
139	北野	山添村北野(026)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○

140	北野	山添村北野(027)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
141	北野	山添村北野(001)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
142	北野	山添村北野(002)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
143	北野	山添村北野(003)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
144	北野	山添村北野(004)土石流警戒区域	令和元年５月28日	○	－
145	切幡	山添村切幡(001)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
146	切幡	山添村切幡(002)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
147	切幡	山添村切幡(003)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
148	切幡	山添村切幡(004)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
149	切幡	山添村切幡(005)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
150	切幡	山添村切幡(006)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
151	切幡	山添村切幡(007)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
152	切幡	山添村切幡(008)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
153	切幡	山添村切幡(009)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
154	切幡	山添村切幡(010)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
155	切幡	山添村切幡(011)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
156	切幡	山添村切幡(012)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
157	切幡	山添村切幡(013)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
158	切幡	山添村切幡(014)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
159	切幡	山添村切幡(015)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
160	切幡	山添村切幡(016)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
161	切幡	山添村切幡(017)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
162	切幡	山添村切幡(018)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
163	切幡	山添村切幡(019)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
164	切幡	山添村切幡(020)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
165	切幡	山添村切幡(021)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
166	桐山	山添村桐山(001)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
167	桐山	山添村桐山(002)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
168	桐山	山添村桐山(003)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
169	桐山	山添村桐山(001)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
170	葛尾	山添村葛尾(001)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
171	葛尾	山添村葛尾(002)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
172	葛尾	山添村葛尾(001)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
173	葛尾	山添村葛尾(002)土石流警戒区域	令和元年５月28日	○	－
174	毛原	山添村毛原(001)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年３月23日	○	○
175	毛原	山添村毛原(002)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年３月23日	○	○
176	毛原	山添村毛原(003)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年３月23日	○	○
177	毛原	山添村毛原(004)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年３月23日	○	○
178	毛原	山添村毛原(005)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年３月23日	○	○
179	毛原	山添村毛原(001)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成30年３月23日	○	○
180	毛原	山添村毛原(002)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成30年３月23日	○	○
181	毛原	山添村毛原(003)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成30年３月23日	○	○
182	毛原	山添村毛原(004)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成30年３月23日	○	○
183	毛原	山添村毛原(005)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成30年３月23日	○	○
184	毛原	山添村毛原(006)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成30年３月23日	○	○
185	毛原	山添村毛原(007)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成30年３月23日	○	○
186	毛原	山添村毛原(008)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成30年３月23日	○	○
187	毛原	山添村毛原(009)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成30年３月23日	○	○
188	毛原	山添村毛原(010)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成30年３月23日	○	○
189	毛原	山添村毛原(011)土石流警戒区域	平成30年３月23日	○	－
190	毛原	山添村毛原(012)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成30年３月23日	○	○

191	毛原	山添村毛原(013)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成30年３月23日	○	○
192	毛原	山添村毛原(001)地すべり	平成27年３月10日	○	－
	毛原(宇陀市室生下笠間再掲)	宇陀(室生)下笠間(010)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成31年３月26日	○	○
193	菅生	山添村菅生(001)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年３月23日	○	○
194	菅生	山添村菅生(002)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年３月23日	○	○
195	菅生	山添村菅生(003)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年３月23日	○	○
196	菅生	山添村菅生(004)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年３月23日	○	○
197	菅生	山添村菅生(005)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年３月23日	○	○
198	菅生	山添村菅生(006)急傾斜地崩壊警戒区域	平成30年３月23日	○	－
199	菅生	山添村菅生(007)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年３月23日	○	○
200	菅生	山添村菅生(008)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年３月23日	○	○
201	菅生	山添村菅生(009)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年３月23日	○	○
202	菅生	山添村菅生(010)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年３月23日	○	○
203	菅生	山添村菅生(011)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年３月23日	○	○
204	菅生	山添村菅生(012)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年３月23日	○	○
205	菅生	山添村菅生(013)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年３月23日	○	○
206	菅生	山添村菅生(014)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年３月23日	○	○
207	菅生	山添村菅生(015)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年３月23日	○	○
208	菅生	山添村菅生(016)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年３月23日	○	○
209	菅生	山添村菅生(001)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成30年３月23日	○	○
210	助命	山添村助命(001)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
211	助命	山添村助命(002)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
212	助命	山添村助命(003)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
213	助命	山添村助命(001)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
214	助命	山添村助命(002)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
215	助命	山添村助命(003)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
216	助命	山添村助命(004)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
217	助命	山添村助命(005)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
218	助命	山添村助命(006)土石流警戒区域	令和元年５月28日	○	－
219	助命	山添村助命(007)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
220	助命	山添村助命(008)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
221	助命	山添村助命(009)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
222	助命	山添村助命(010)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
223	助命	山添村助命(011)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
224	助命	山添村助命(001)地すべり	平成27年３月10日	○	－
	助命(箕輪再掲)	山添村箕輪(006)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年３月23日	○	○
	助命(箕輪再掲)	山添村箕輪(008)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年３月23日	○	○
225	中峰山	山添村中峰山(001)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年３月25日	○	○
226	中峰山	山添村中峰山(002)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年３月25日	○	○
227	中峰山	山添村中峰山(003)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年３月25日	○	○
228	中峰山	山添村中峰山(004)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年３月25日	○	○
229	中峰山	山添村中峰山(005)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年３月25日	○	○
230	中峰山	山添村中峰山(006)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年３月25日	○	○
231	中峰山	山添村中峰山(007)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年３月25日	○	○
232	中峰山	山添村中峰山(008)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年３月25日	○	○
233	堂前	山添村堂前(001)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年３月23日	○	○
	堂前(箕輪再掲)	山添村箕輪(007)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年３月23日	○	○

234	中之庄	山添村中之庄(001)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
235	中之庄	山添村中之庄(002)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
236	中之庄	山添村中之庄(003)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
237	中之庄	山添村中之庄(004)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
238	西波多	山添村西波多(001)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年３月25日	○	○
239	西波多	山添村西波多(002)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年３月25日	○	○
240	西波多	山添村西波多(003)急傾斜地崩壊警戒区域	平成28年３月25日	○	－
241	西波多	山添村西波多(004)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成20年３月25日	○	○
242	西波多	山添村西波多(005)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成20年３月25日	○	○
243	西波多	山添村西波多(006)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成20年３月25日	○	○
244	西波多	山添村西波多(007)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成20年３月25日	○	○
245	西波多	山添村西波多(008)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成20年３月25日	○	○
246	西波多	山添村西波多(009)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年３月25日	○	○
247	西波多	山添村西波多(010)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年３月25日	○	○
248	西波多	山添村西波多(011)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年３月25日	○	○
249	西波多	山添村西波多(012)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年３月25日	○	○
250	西波多	山添村西波多(013)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年３月25日	○	○
251	西波多	山添村西波多(014)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年３月25日	○	○
252	西波多	山添村西波多(015)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年３月25日	○	○
253	西波多	山添村西波多(016)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年３月25日	○	○
254	西波多	山添村西波多(017)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年３月25日	○	○
255	西波多	山添村西波多(018)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年３月25日	○	○
256	西波多	山添村西波多(019)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年３月25日	○	○
257	西波多	山添村西波多(020)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年３月25日	○	○
258	西波多	山添村西波多(021)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年３月25日	○	○
259	西波多	山添村西波多(022)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年３月25日	○	○
260	西波多	山添村西波多(023)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年３月25日	○	○
261	西波多	山添村西波多(024)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年３月25日	○	○
262	西波多	山添村西波多(001)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成28年３月25日	○	○
263	西波多	山添村西波多(002)土石流警戒区域	平成28年３月25日	○	－
264	西波多	山添村西波多(003)土石流警戒区域	平成28年３月25日	○	－
265	西波多	山添村西波多(004)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成28年３月25日	○	○
266	西波多	山添村西波多(005)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成28年３月25日	○	○
267	広瀬	山添村広瀬(001)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年３月25日	○	○
268	広瀬	山添村広瀬(002)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年３月25日	○	○
269	広瀬	山添村広瀬(003)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年３月25日	○	○
270	広瀬	山添村広瀬(001)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成28年３月25日	○	○
271	広瀬	山添村広瀬(002)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成28年３月25日	○	○
272	広瀬	山添村広瀬(003)土石流警戒区域	令和元年５月28日	○	－
273	広瀬	山添村広瀬(004)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成28年３月25日	○	○
274	広瀬	山添村広瀬(005)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成28年３月25日	○	○
275	広代	山添村広代(001)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年３月25日	○	○
276	広代	山添村広代(003)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年３月25日	○	○
277	広代	山添村広代(004)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年３月25日	○	○
278	広代	山添村広代(005)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年３月25日	○	○
279	広代	山添村広代(006)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年３月25日	○	○
280	広代	山添村広代(007)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年３月25日	○	○
281	広代	山添村広代(008)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年３月25日	○	○
282	広代	山添村広代(001)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成28年３月25日	○	○
283	広代	山添村広代(002)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成28年３月25日	○	○
284	広代	山添村広代(003)土石流警戒区域	平成28年３月25日	○	－

285	広代	山添村広代(004)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成28年３月25日	○	○
286	広代	山添村広代(005)土石流警戒区域	平成28年３月25日	○	－
287	広代	山添村広代(006)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成28年３月25日	○	○
	広代 (中峰山再掲)	山添村中峰山(002)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年３月25日	○	○
288	伏拝	山添村伏拝(001)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年３月23日	○	○
289	伏拝	山添村伏拝(002)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年３月23日	○	○
290	伏拝	山添村伏拝(003)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年３月23日	○	○
291	松尾	山添村松尾(001)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
292	松尾	山添村松尾(002)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
293	松尾	山添村松尾(003)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
294	松尾	山添村松尾(004)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
295	松尾	山添村松尾(005)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
296	的野	山添村的野(001)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
297	的野	山添村的野(002)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
298	的野	山添村的野(003)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
299	的野	山添村的野(004)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
300	的野	山添村的野(005)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
301	的野	山添村的野(006)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
302	的野	山添村的野(007)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
303	的野	山添村的野(008)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
304	的野	山添村的野(009)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
305	的野	山添村的野(010)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
306	的野	山添村的野(011)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
307	的野	山添村的野(001)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
308	的野	山添村的野(002)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
309	的野	山添村的野(003)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
310	的野	山添村的野(001)地すべり	平成27年３月10日	○	－
	的野 (萩町再掲)	山添村的野(010)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
	的野 (萩町再掲)	山添村的野(011)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
	的野 (萩町再掲)	山添村的野(003)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
311	三ケ谷	山添村三ケ谷(001)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
312	三ケ谷	山添村三ケ谷(002)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
313	三ケ谷	山添村三ケ谷(003)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
314	三ケ谷	山添村三ケ谷(004)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
315	三ケ谷	山添村三ケ谷(005)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
316	三ケ谷	山添村三ケ谷(006)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
317	三ケ谷	山添村三ケ谷(007)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
318	峰寺	山添村峰寺(001)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
319	峰寺	山添村峰寺(002)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
320	峰寺	山添村峰寺(003)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
321	峰寺	山添村峰寺(004)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
322	峰寺	山添村峰寺(001)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
	峰寺 (北野再掲)	山添村峰寺(001)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
323	箕輪	山添村箕輪(001)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年３月23日	○	○
324	箕輪	山添村箕輪(002)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年３月23日	○	○
325	箕輪	山添村箕輪(003)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年３月23日	○	○
326	箕輪	山添村箕輪(004)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年３月23日	○	○

327	箕輪	山添村箕輪(005)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年３月23日	○	○
328	箕輪	山添村箕輪(006)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年３月23日	○	○
329	箕輪	山添村箕輪(007)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年３月23日	○	○
330	箕輪	山添村箕輪(008)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年３月23日	○	○
331	箕輪	山添村箕輪(001)土石流警戒区域	平成30年３月23日	○	－
332	室津	山添村室津(001)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
333	室津	山添村室津(002)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
334	室津	山添村室津(003)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
335	室津	山添村室津(004)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
336	室津	山添村室津(005)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
337	室津	山添村室津(006)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
338	室津	山添村室津(007)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
339	室津	山添村室津(001)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
	室津 (松尾再掲)	山添村松尾(001)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和元年５月28日	○	○
340	吉田	山添村吉田(001)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年３月25日	○	○
341	吉田	山添村吉田(003)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年３月25日	○	○
342	吉田	山添村吉田(004)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年３月25日	○	○
343	吉田	山添村吉田(005)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年３月25日	○	○
344	吉田	山添村吉田(006)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年３月25日	○	○
345	吉田	山添村吉田(007)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年３月25日	○	○
346	吉田	山添村吉田(008)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年３月25日	○	○
347	吉田	山添村吉田(009)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年３月25日	○	○
348	吉田	山添村吉田(010)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年３月25日	○	○
349	吉田	山添村吉田(011)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年３月25日	○	○
350	吉田	山添村吉田(012)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年３月25日	○	○
351	吉田	山添村吉田(001)土石流警戒区域	平成28年３月25日	○	－

10－２　土石流危険渓流

番号	水系名	河川名	渓流名	渓流所在地	保全対象			
				大字	人口（人）	人家戸数（戸）	公共施設等（戸）	耕地面積（ha）
1	淀川	布目川	大窪口谷	桐山	19	5	1 公民館	0
2	淀川	布目川	津越沢	北野	19	5	3 小学校・保育園 ＮＴＴ別館	0.7
3	淀川	深川	峰寺沢	峰寺	34	9	1 浄水場	0.9
4	淀川	布目川	的野沢	的野	15	4	－	0
5	淀川	名張川	鍋倉渓	大塩	110	29	－	1.1
6	淀川	名張川	遅瀬川	西波多	22	5	－	2.2
7	淀川	名張川	遅瀬川	西波多	31	7	－	3
8	淀川	名張川	遅瀬川	西波多	22	5	－	1.5
9	淀川	名張川	遅瀬川	春日	31	7	－	1.8
10	淀川	名張川	遅瀬川	春日	31	7	－	1.5
11	淀川	名張川	遅瀬川	広代	22	5	－	5.7
12	淀川	名張川	遅瀬川	広代	27	6	1 集落センター	5.5
13	淀川	名張川	名張川	広瀬	31	7	1 五月川センター	2.8
14	淀川	名張川	名張川	広瀬	62	14	2 保育園・公民館	2.7
15	淀川	名張川	名張川	片平	0	0	2 公民館 老人憩いの家	1.6
16	淀川	名張川	名張川	片平	36	8	－	1.1
17	淀川	名張川	名張川	片平	36	8	－	1.4
18	淀川	名張川	名張川	葛尾	0	0	1 公民館	2.3
19	淀川	名張川	堂前川	助命	22	5	－	1.1
20	淀川	名張川	笠間川	岩屋	62	14	－	1
21	淀川	名張川	笠間川ヒノ谷	岩屋	22	5	－	1.9
22	淀川	名張川	笠間川	岩屋	36	8	－	5.7
23	淀川	名張川	笠間川	岩屋	9	2	1 旧小学校	5.5
24	淀川	名張川	笠間川	岩屋	0	0	1 旧小学校	2.8
25	淀川	名張川	笠間川	毛原	22	5	－	5.4

26	淀川	名張川	笠間川	毛原	27	6	－	1.1
27	淀川	名張川	笠間川ドガ谷	毛原	93	21	1 公　民　館	1.3

10－3　地すべり危険箇所

番号	区域名	河川名			位置	面積(ha)	区域内の保全対象		
		水系名	幹線名	渓流名	大字		人家戸数(戸)	公共的建物施設	耕地(ha)
1	的野	淀川	木津川	布目川	的野	3.8	17	県道（170m）	2.0
2	大塩	淀川	木津川		大塩	7.8	0	村道（80m）	3.5
3	助命	淀川	名張川	堂前川	助命	9.0	0	村道（400m）	5.3
4	岩屋	淀川	名張川	笠間川	岩屋	8.0	146	村道・県道（800m）	3.0
5	毛原	淀川	名張川	笠間川	毛原	22.3	83	村道・県道（700m）・公民館	4.3

10－4　急傾斜地崩壊危険箇所

（自然斜面）

番号	箇所名	位置		地形			人家(戸)	公共的建物		公共施設		他事業の区域指定
		大字	小字	傾斜度(度)	長さ(m)	高さ(m)		種類	数(戸)	種類	数(m)	
1	松尾	松尾	サトヤマ	45	300	25	0			県道	100	
2	的野イ	的野	カミデ	40	150	20	10			村道	100	
3	的野ロ	的野	シモデ	60	220	80	7			村道	200	
4	桐山	桐山	ミヤノマエ	50	150	70	5	公民館	1	村道	150	
5	北野イ	北野	ミヤノニシ	50	220	50	6					
6	北野ロ	北野	コシゴエ	50	200	60	8			村道	100	
7	北野ハ	北野	ツゴエ	50	300	40	3	保育園 学校	1 1	村道	50	
8	菅生イ	菅生	オガイト	60	220	30	17					
9	菅生ロ	菅生	タンデ	60	150	30	10			国道	150	
10	西波多	西波多	上津	50	200	30	10			村道 県道	100 50	
11	上津イ	西波多	上津	60	350	50	15					
12	上津ロ	西波多	下津	60	300	40	17			村道	300	
13	下津イ	西波多	ヒラノガウチ	40	200	20	8					
14	遅瀬イ	遅瀬	ヒロハタ	50	180	30	6			県道	180	砂防指定地
15	遅瀬ロ	遅瀬	オオツボ	40	100	30	8	公民館	1	県道	100	砂防指定地
16	中峯山イ	中峯山	ミリエ	60	220	20	9			村道	150	砂防指定地
17	中峯山ロ	中峯山	ウシノミヤ	55	220	10	11			県道	150	
18	中峯山ハ	中峯山	ハスコ	45	260	15	7					
19	広代イ	広代	タケノシタ	55	120	20	6			村道	50	
20	広代ロ	広代	オガオ	40	300	20	8			村道	300	
21	吉田イ	吉田	オオムラ	35	300	10	7			村道	300	
22	吉田ロ	吉田	イワオ	45	200	20	6			村道	200	
23	広瀬	広瀬	ウラ	60	420	50	15			村道	300	
24	片平イ	片平	ミヤノシタ	50	220	60	8			村道	220	
25	片平ロ	片平	オクデ	40	200	50	9					
26	三ケ谷イ	三ケ谷	ヤマノクチ	45	100	15	4	駐在所	1			
27	三ケ谷ロ	三ケ谷	クボタ	50	200	20	5			村道	200	
28	毛原イ	毛原	オヤテ	45	150	50	8					砂防指定地
29	毛原ロ	毛原	タテエソ	45	150	20	6					砂防指定地
30	岩屋	岩屋	オクヒロ	40	80	30	0	旧小学校	1			砂防指定地
31	勝原イ	勝原	コウヤガイト	45	200	25	8			村道	200	
32	勝原ロ	勝原	ナカデ	50	200	20	6			村道	200	
33	切幡	切幡	イノネダニ	60	180	20	5			村道	100	
34	箕輪	箕輪	ツヂヤ	45	200	30	10			県道	200	
35	中之庄	中之庄	マエデ	60	300	30	17			村道	300	
36	大塩イ	大塩	クボ	45	220	15	14			村道	200	
37	大塩ロ	大塩	ナカタ	50	220	20	8					
38	大塩ハ	大塩	マサベザカ	45	200	20	9	生活改善センター	1	村道	200	

（人工斜面）

番号	箇所名	位置		地形			人家(戸)	公共的建物		公共施設		他事業の区域指定
		大字	小字	傾斜度(度)	長さ(m)	高さ(m)		種類	数(戸)	種類	数(m)	
39	三ケ谷	三ケ谷	ヤマノクチ	50	200	15	0	学校 公民館	1 1			

10－５　山腹崩壊危険地区

番号	位置		面積 (ha)	保全対象		
	大字	字		人家戸数（戸）	公共施設等	道路
1	室津	ベンテン	3	6		村
2	室津	トラガイト	2	5	1	村
3	室津	クボタ	6	3		県
4	松屋	家島	1		1	県
5	的野	岡田	4	10		県
6	的野	フロノモト	5	10		県
7	的野	アミダノマエ	3	1		県
8	峰寺	向井	1	3		県
9	峰寺	ワカサ	3	5		村
10	北野	ヒカシラ	4	3		県
11	北野	ナカミネ	3	3		村
12	北野	マエカワ	4	15		村
13	北野	奥	5	5		県
14	春日	今北	9	5	1	村
15	菅生	谷出	7	10		県
16	菅生	ヲガイト	3	20		県
17	菅生	峯出	1	7		村
18	西波多	向井	6	2		村
19	西波多	上出	5	20		村
20	西波多	下出	9	20		県
21	西波多	平ノ垣内	2	7		村
22	西波多	東浦	2	5		県
23	西波多	鬼塚	4	5		県
24	遅瀬	クボ田	2	5		県
25	遅瀬	タカツカ	2	8		県
26	遅瀬	ナガオ	3	3		県
27	遅瀬	アズマ	4	10		県
28	遅瀬	ヲシロ	5	10		県
29	中峯山	ヒガシラ	4	7		村
30	広代	広畑	5	5		
31	広代	トセロ	2	5		
32	吉田	マナクボ	3	6		
33	広瀬	ミゾウチ	11	30	1	県
34	片平	サイゼン	6	5		村

35	片平	中出	4	10		村
36	片平	奥出	6	8		村
37	鵜山	向林	4	10		
38	鵜山	マトバ	3	5		県
39	鵜山	西谷	4	5		県
40	葛尾	中井	5	5		県
41	岩屋	サカイ	7	5		県
42	岩屋	センゴ	9	20	1	県
43	岩屋	子キ谷	1	5		県
44	毛原	井ノ尻	4	11		県
45	毛原	堂ノ上	12	20		県
46	勝原	ワキタ	6	20		村
47	勝原	井ノ尾	3	5		村
48	助命	後田	2	5		県
49	箕輪	クワンジョ	1	5		県
50	大塩	フロノ尾	5	10		県
51	大塩	中浦阪	4	10		県
52	西波多	シカゼ	3	2		県
53	遅瀬	ジャブチ	6			県
54	中之庄	シゲノシタ	1	15		村
55	中之庄	トボセ	2	20		村
56	吉田	大村	1	13		
57	毛原	大阪	1			村
58	助命	イノ谷	3	14		
59	毛原	ヨトラ谷	4	1		県
60	北野	ニシノサカ	1		1	
61	岩屋	ヒラタケ	1		1	

10－6　崩壊土砂流出危険地区

番号	位置		延長（m）	保全対象		
	大字	字		人家戸数（戸）	公共施設等	道路
1	松尾	ヨイライナバ	1,050	2	1	県
2	的野	小南	550	5		県
3	峰寺	ワカサ	600	4		村
4	広代	スハ屋敷	600	10		県
5	片平	東の谷	900	6		県
6	片平	イノ谷	450	8		
7	葛尾	ユニロ	600	5		県
8	岩屋	上ノ谷	550	10		県
9	岩屋	子キ谷	400	10		県
10	毛原	谷	600	10		県
11	毛原	大阪	1,350			県
12	大塩		600			県

10－7　ため池要整備箇所

番号	ため池名	所在地	受益面積（㎡）	ため池の規模等					予想される被害				管理代表者 電話番号
				堤高（m）	堤長（m）	貯水量（m^3）	経過年数（年）	予想危険箇所	人家（戸）	公共建物（棟）	道路（㎞）	田畑（ha）	
1	笠神池	大字北野	2	8.5	50	10,000	150	堤体 余水吐				2	和田智志 86-0440
2	沢谷池	大字北野	1.5	8	30	5,000	65	堤体	5		県道 0.1	1	色雲辰樹 86-0128

10－8　名張川浸水想定区域図

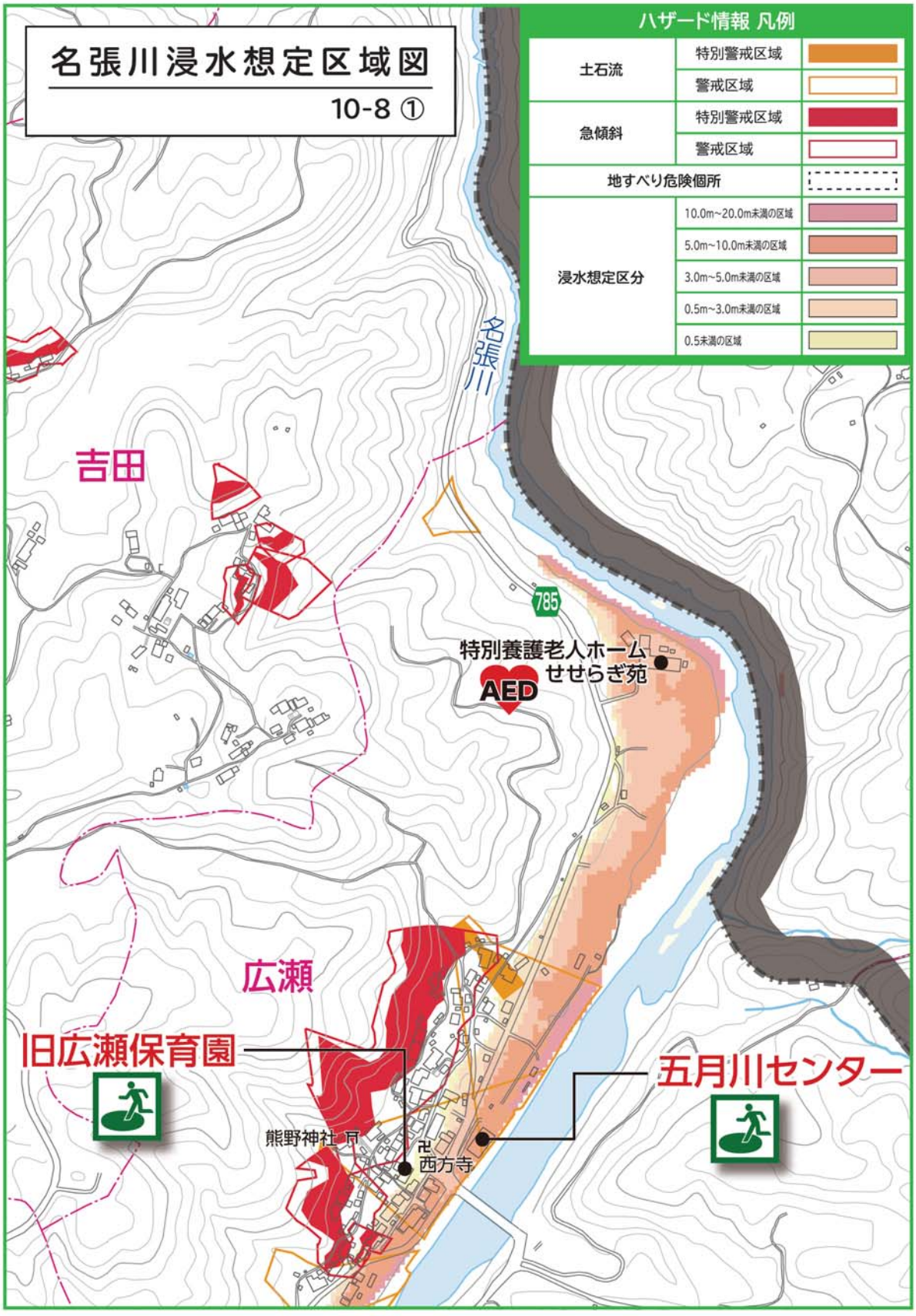

10－9　山添村広瀬地区ハザードマップ

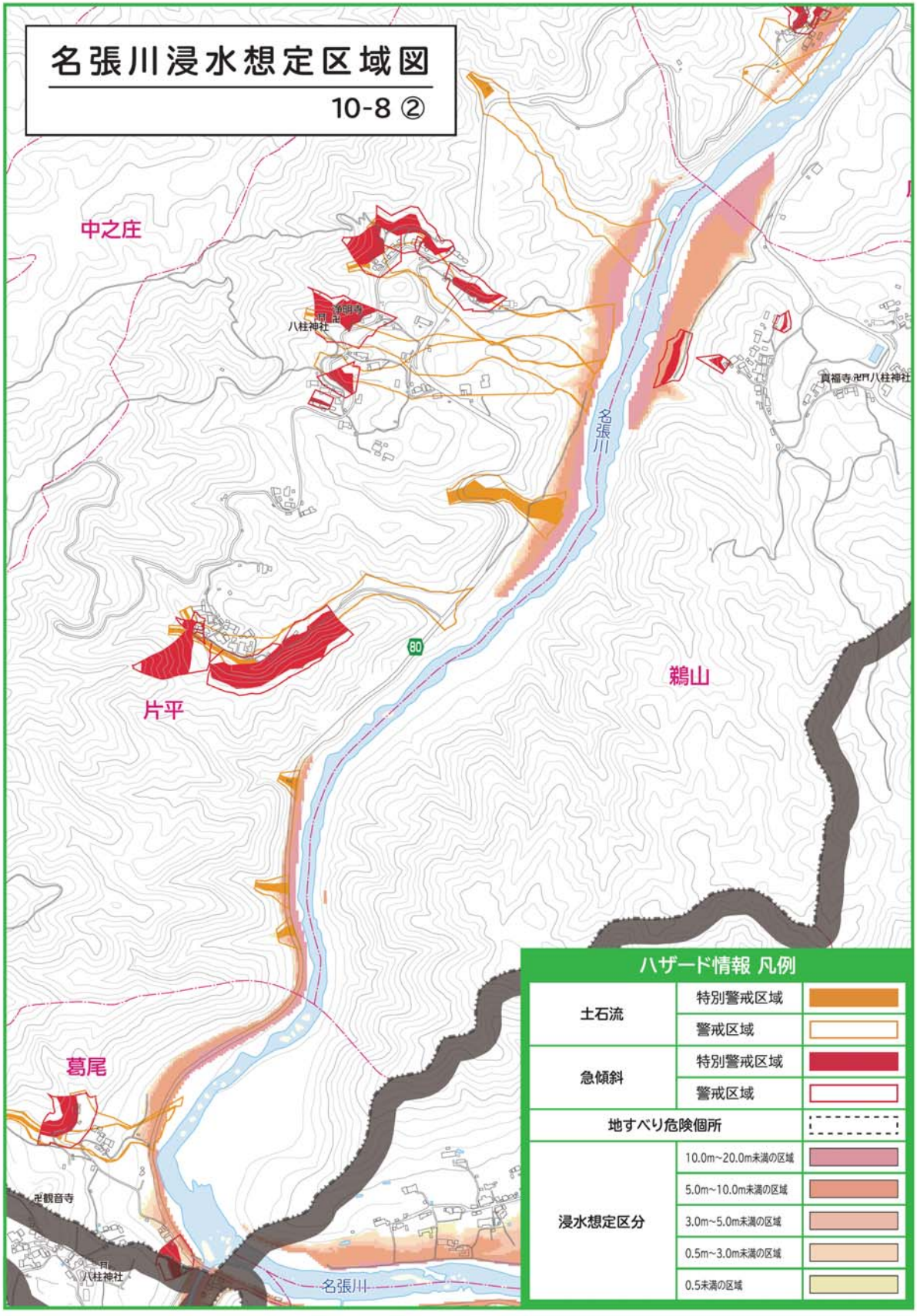

10－10 孤立予想地区

（令和元年11月1日）

地区	集落（場所）	世帯数	人員
広瀬地区	広瀬	59	118
鵜山地区	鵜山	17	27
岩屋地区	岩屋	105	279
毛原地区	毛原	49	134

11　関係条例・規則・協定等

11－1　山添村防災会議条例　（昭和38年３月30日 条例第12号）

（目的）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第６項の規定に基づき、山添村防災会議（以下「防災会議」という。）の所管事務及び組織を定めることを目的とする。

（所管事務）

第２条　防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

⑴　山添村地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

⑵　村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。

⑶　前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第３条　防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

２　会長は、村長をもつて充てる。

３　会長は、会務を総理する。

４　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

５　委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。

⑴　指定地方行政機関の職員のうちから村長が任命する者（３名以内）

⑵　奈良県知事の部内の職員のうちから村長が任命する者（２名以内）

⑶　村の区域を管轄する警察署の警察署長又はその指名する職員で村長が任命する者（３名以内）

⑷　村長がその部内の職員のうちから指名する者（10名以内）

⑸　村教育委員会の教育長及びその職員で教育長が指名する者（２名以内）

⑹　奈良県広域消防組合の消防長又はその指名する職員で村長が任命する者（１名）

⑺　山添村消防団長

⑻　指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから村長が任命する者（４名以内）

（専門委員）

第４条　防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

２　専門委員は、関係地方行政機関の職員、奈良県の職員、村の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから村長が任命する。

３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（議事等）

第５条　前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項

は、会長が防災会議にはかつて定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成５年条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成12年条例第１号）抄

（施行期日）

1　この条例は、平成12年４月１日から施行する。

附　則（平成26年条例第４号）

この条例は、平成26年４月１日から施行する。

11－２　山添村災害対策本部条例　（昭和38年３月30日 条例第13号）

（目的）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第６項の規定に基づき、山添村災害対策本部に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第２条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

２　災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

３　災害対策部員は、災害対策本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第３条　災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

２　部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

３　部に部長を置き災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

４　部長は、部の事務を掌理する。

（雑則）

第４条　前各号に定めるもののほか、災害対策本部に関し、必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

11－３　「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の程度」早見表

令和元年11月30日現在

番号	救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　　間	備　　考
1	避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	（基本額） 避難所設置費 １人　１日当たり 330円以内 （加算額） 冬季　別に定める額を加算 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える加算ができる。	災害発生の日から７日以内	１　費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 ２　避難に当たっての輸送費は別途計上
2	応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者	１　規格　１戸当たり平均29.7㎡（９坪）を基準とする。 ２　限度額　１戸当たり 5,714,000円以内 ３　同一敷地内等におおむね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる（規模、費用は別に定めるところによる。）。	災害発生の日から20日以内着工	１　平均１戸当たり29.7㎡、5,714,000円~~円~~以内であればよい。 ２　高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 ３　給与期間　最高２年以内 ４　民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。
3	炊き出しその他による食品の給与	１　避難所に収容された者 ２　全半壊（焼）、流失、床上浸水等で炊事できない者	１人１日当たり 1,160円以内	災害発生の日から７日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 （１食は1/3日）
4	飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から７日以内	輸送費、人件費は別途計上
5	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	１　夏季（４月～９月）、冬季（10月～３月）の季別は、災害発生の日をもって決定する。 ２　後掲別表に定める金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	１　備蓄物資の価格は、年度当初の評価額 ２　現物給付に限ること。
6	医　療	医療の途を失った者（応急的処置）	１　救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 ２　病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 ３　施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
7	助　産	災害発生の日以前又は以後７日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	１　救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 ２　助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から７日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
8	災害にかかった者の救出	１　現に生命、身体が危険な状態にある者 ２　生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から３日以内	１　期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 ２　輸送費、人件費は、別途計上

番号	救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　　間	備　　考
9	災害にかかった住宅の応急修理	1　住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2　大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1世帯当たり 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 595,000円以内 それ以外の世帯 300,000円以内	災害発生の日から1か月以内	
10	生業に必要な資金の貸与	住家が全壊（焼）し、又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯	生業費1件当たり 30,000円 就職支度費1件当たり 15,000円	生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から1月以内	
11	学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1　教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2　文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童　4,500円 中学校生徒　4,800円 高等学校等生徒　5,200円	災害発生の日から （教科書） 1か月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1　備蓄物資は評価額 2　入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
12	埋　葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上） 215,200円以内 小人（12歳未満） 172,000円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
13	死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1　輸送費、人件費は、別途計上 2　災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
14	死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当たり　3,500円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,300円以内 検案　救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1　検案は原則として救護班 2　輸送費、人件費は、別途計上 3　死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。
15	障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障を来している場合で自力では除去することができない者	1世帯当たり 137,900円以内	災害発生の日から10日以内	
16	輸送費及び賃金職員等雇上費	1　被災者の避難 2　医療及び助産 3　被災者の救出 4　飲料水の供給 5　死体の捜索 6　死体の処理 7　救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

	範　　囲	費用の限度額	期　　間	備　　考
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途定める額

※　この基準によっては、救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

別表（被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与）

（円）

区　分		１人世帯	２人世帯	３人世帯	４人世帯	５人世帯	６人以上 １人増すごとに加算
全壊 全焼 流失	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
	冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
	冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600

11－４　山添村耐震改修促進計画（令和３年４月）

１　基本方針

⑴　目的

山添村耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）は、災害に強いまちづくりを目標とし、日常生活において最も滞在時間の長い住宅や、不特定多数の人が利用する特定建築物、防災拠点となる公共建築物を中心とした建築物の耐震化を促進することにより村の防災力を高め、震災から住民の生命及び財産を守ることを目的とします。

⑵　位置付け

本計画は、平成30年6月27日に改正施行された耐震改修促進法第６条に基づく計画であり、上位計画である「奈良県耐震改修促進計画」を踏まえるとともに、本村の総合計画である「やまぞえ未来創生計画」と整合の取れたものとして策定します。

⑶　計画期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの５年間とします。

２　建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

⑴　想定される地震の規模

平成16年度の第２次奈良県地震被害想定調査では、以下の大規模地震を想定しています。

a)　内陸型地震

内陸型地震は、奈良県周辺における被害地震発生の履歴及び活断層の分布を踏まえ、８つの起震断層を設定しています。

b)　海溝型地震

海溝型地震は、中央防災会議「東南海、南海地震等に関する専門調査会」で想定された東海、東南海、南海地震の５つの組み合わせのケースを想定しています。

■内陸型地震

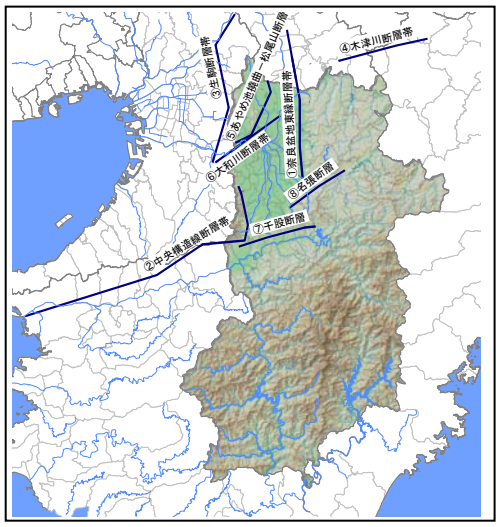

■海溝型地震

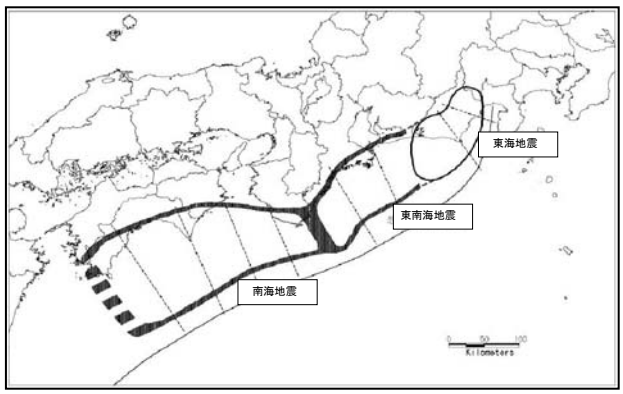

本村における各種地震における想定震度は以下のようになります。内陸型地震についてはいずれも震度６弱～６強、海溝型地震については震度４～５程度が想定されています。

■山添村における各種地震災害時の想定震度分布

対象地震		震度別面積比率(%)					
		震度4以下	5弱	5強	6弱	6強	7
内陸型地震	①奈良盆地東縁断層帯	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
	②中央構造線断層帯	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
	③生駒断層帯	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
	④木津川断層帯	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
	⑤あやめ池撓曲－松尾山断層	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
	⑥大和川断層帯	0.0	0.0	0.0	99.4	0.6	0.0
	⑦千股断層	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
	⑧名張断層	0.0	0.0	0.0	78.9	21.1	0.0
海溝型地震	①東南海・南海地震	0.0	97.2	2.8	0.0	0.0	0.0
	②東南海地震	0.0	97.2	2.8	0.0	0.0	0.0
	③南海地震	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	④東海・東南海地震	0.0	97.2	2.8	0.0	0.0	0.0
	⑤東海・東南海・南海地震	0.0	97.2	2.8	0.0	0.0	0.0

出典：第２次奈良県地震被害想定調査報告書

⑵　想定される被害の状況

各地震の建物被害想定及び人的被害想定は以下の通りになります。最も被害が甚大になるのは、木津川断層帯、奈良盆地東縁断層帯を震源とする内陸型地震であり、全壊及び半壊棟数はいずれも1,000棟以上となっています。

■建物・人的被害想定

想定地震		建物被害			人的被害		
		全壊棟数	半壊棟数	全壊＋半壊棟数	死者	負傷者	死者＋負傷者数
内陸型地震	①奈良盆地東縁断層帯	444	644	1,088	19	60	79
	②中央構造線断層帯	70	484	554	5	19	24
	③生駒断層帯	75	518	593	5	20	25
	④木津川断層帯	617	617	1,234	26	74	100
	⑤あやめ池撓曲－松尾山断層	64	441	505	5	17	22
	⑥大和川断層帯	116	627	743	8	29	37
	⑦千股断層	59	427	486	4	16	20
	⑧名張断層	204	701	905	10	42	52
海溝型地震	①東南海･南海地震	0	0	0	0	0	0
	②東南海地震	0	0	0	0	0	0
	③南海地震	0	0	0	0	0	0
	④東海･東南海地震	0	0	0	0	0	0
	⑤東海･東南海･南海地震	0	0	0	0	0	0

出典：第２次奈良県地震被害想定調査報告書

⑶　耐震化の現状

a)　住宅

平成30年住宅・土地統計調査結果での奈良県平均から山添村の住宅戸数を推計すると1,330戸となります。そのうち木造住宅は874戸と考えられ、耐震化の対象となる昭和55年以前の耐震基準（旧建築基準）で建設された住宅は235戸（26.9%）となります。

■住宅戸数

	合計	木造	非木造	その他
住宅戸数	1330	874	452	4
うち昭和55年以前	358	235	122	1
うち昭和56年以降	880	578	299	3
不明	92	61	31	0

出典：平成30年住宅・土地統計調査結果より、奈良県データを世帯数按分で算出

上記資料から、全国の耐震化状況を基に、本村における耐震化率（住宅戸数のうち耐震化された住宅が占める割合）を推計すると85.3%となり、全国平均の87.0%をやや下回る水準となっています。

・山添村内の昭和 55 年以前に建築された住宅で耐震性のあるものは、平成 30 年の時点で 170 件と推計する。（昭和 55 年以前の戸建て住宅の耐震性あるものは、（木造）は 38%、マンション（非木造）は 66%（平成 30 年国土交通省 住宅の耐震化率））
・平成 14 年～平成 30 年（16 年間）の村内の耐震改修は 4 件、新築建替は 80 件と推計する。 （山添村耐震診断実施後アンケート）（住民課調べ　年間平均 5 件の建替）
・上記数値より、新基準建築物数（880 件）＋昭和 55 年以前に建設された住宅で耐震性がある建築物（170 件）＋耐震改修件数（4 件）＋新築建替件数（80 件）÷住宅戸数（1330 件）×100＝耐震化率（85.3%）

b)　特定建築物

奈良県特定建築物リスト指導台帳によると、村内の特定建築物は6棟あります。第１号建築物は5棟、第２号建築物は1棟で、いずれも昭和56年以降の建築物となり、

耐震化率は100.0%となります。第３号建築物に該当するものは村内にはありませんでした。

■特定建築物数

	1号				2号	3号	合計
	防災上重要な建築物（病院・学校等）	不特定多数のものが利用する建築物（集会所・ホテルなど）	特定多数のものが利用する建築物（賃貸住宅、事務所、工場など）	小計	危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物	地震によって倒壊した場合において道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする建築物	
昭和55年以前	0	0	0	0	0	0	0
昭和56年以降	4	0	1	5	1	0	6
合計	4	0	1	5	1	0	6

出典：奈良県特定建築物リスト指導台帳

⑷　耐震改修等の目標の設定

国は、住宅・特定建築物の耐震化について現状85%（平成30年時点）を令和7年までに95%とすることを目標として掲げています。

a)　住宅

国の指針に基づき、現状の85.3%の耐震化率を、令和7年度までに95.0%とすることを目標とします。

■住宅の耐震化目標

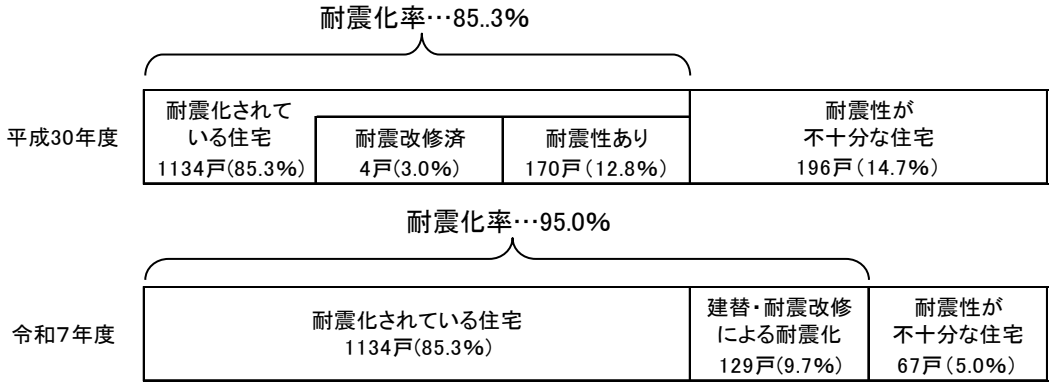

※住宅戸数 1,330 戸で、横ばいで推移した場合の戸数

b)　特定建築物

耐震化率100%を達成しています。

⑸　公共建築物の耐震化の目標

村有特定建築物は、前述した１号特定建築物5件のうち4件が防災上重要な建築物に該当します。公共建築物は耐震化率100%を達成しています。

３　建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

⑴　耐震診断・改修に係る基本的な取り組み方針

建築物の耐震化を促進するためには、まず、建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。村は、こうした所有者等の取り組みをできる限り支援する観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくことを基本的な取組方針とします。

⑵　耐震診断・改修の促進を図るための支援策の概要

住民に対し建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性、重要性について普及啓発に積極的に取り組むとともに、奈良県木造住宅耐震診断員の派遣をはじめ、耐震診断及び耐震改修等の補助制度と国の税制（耐震改修促進税制、住宅ローン減税）を活用しながら、建築物の耐震改修の促進を図っていきます。

■現在の耐震診断支援事業

a)

事業名	既存木造住宅耐震診断支援事業
内容	昭和 56 年の新耐震基準以前に建てられた木造住宅の所有者からの申請を受けて、耐震診断技術者（アドバイザー）を派遣します。 ※アドバイザー：県が実施している既存木造住宅耐震診断・改修技術者養成講習の受講者等を活用
事業対象区域	緊急輸送道路沿道区域、避難地、避難路を含む市街地の区域、文化財等を含む市街地の区域、木造住宅が密集する区域　等

b)

事業名	既存木造住宅耐震改修支援事業
内容	耐震診断の次のステップとして、既存木造住宅の耐震工事に要する費用の一部を助成する。
事業対象区域	山添村全域

⑶　安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

a)　相談体制の整備

悪質なリフォーム詐欺など住宅に絡む問題が全国的に増加しており、悪質なリフォーム被害を未然に防止し、住宅所有者が安心してリフォームが行える環境整備を行うことが求められています。

円滑に耐震診断及び耐震改修の相談が行えるように、相談窓口を設置するとともに、必要に応じて住まいづくりアドバイザー（専門相談員）を派遣します。

b)　広報及び関係機関との連携

税制、助成制度の広報や、既存木造住宅耐震診断・改修技術者講習会受講者及び住宅リフォーム支援事業者の紹介に努めるとともに、奈良県や（一社）奈良県建築士会及び（一社）奈良県建築士事務所協会等関係機関と連携し、体制整備を進めます。

⑷　地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要

村では県と連携し、被害の発生するおそれのある建築物の所有者に必要な対策を講じるよう啓発を進めます。また、居住空間内の安全確保策やエレベーターの閉じこめ防止策、工作物等の安全対策、天井の落下防止対策等の総合的な安全対策については、広報紙やパンフレット、ホームページの活用等により広報、啓発を進めます。

⑸　優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定

優先的に耐震化に着手すべき建築物は、昭和56年５月以前に建設された旧基準建築物に該当する木造住宅、地震が発生した場合において災害応急対策の拠点となる庁舎、警察署、消防分署ならびに、医療活動拠点となる病院・診療所、避難所となる小学校及び体育館等その他災害時に特に重要な特定建築物、不特定多数が利用する特定建築物とします。また、特定建築物に該当しない村有建築物についても、地域防災拠点としての諸条件を勘案して耐震化に努めます。

⑹　重点的に耐震化すべき区域の設定

奈良県全域が、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域内にあることから、村全域を重点地区とします。

また、避難所施設及び文化財建造物等の周辺、人口集中地区及び木造住宅が密集する出火危険度及び延焼拡大度の高い地域、緊急輸送道路や避難路沿道に沿った地域など、地震防災対策上重要な地域を、早急に対応すべき地区とします。

⑺　地震発生時に通行を確保すべき道路の選定

災害時における多数の者の円滑な避難、救急消防活動、避難者へ緊急物資の輸送等を確保するため、国道25号線をはじめ、県の地域防災計画に定められた第１次、第２次緊急輸送道

路について、地震発生時に通行を確保すべき道路として、耐震化を促進します。

■村内の緊急輸送道路

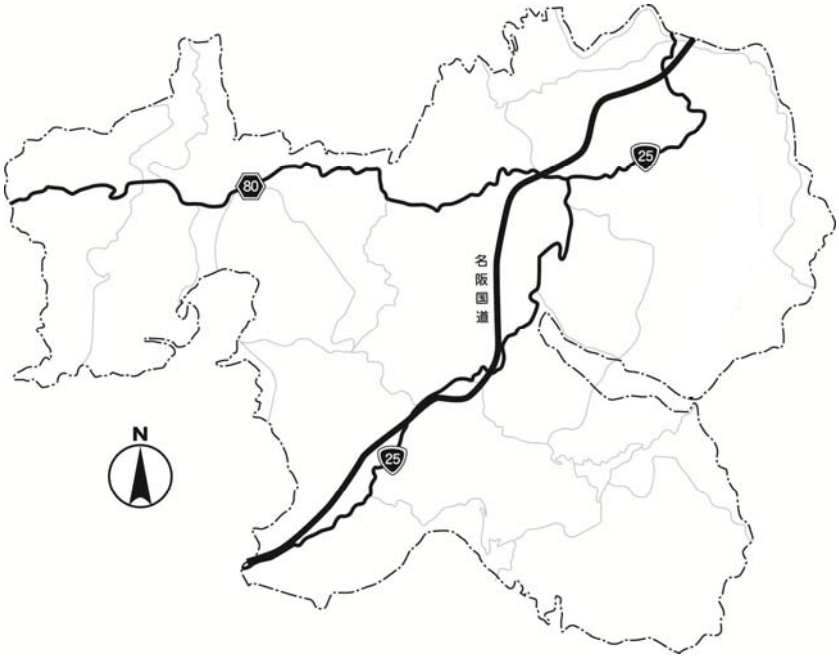

4　建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

⑴　地震ハザードマップの作成・公表

村において今後発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地震ハザードマップを作成し、住民に公表します。

⑵　相談体制の整備及び情報提供の充実

農林建設課を相談窓口として、耐震診断及び改修の申込みや各種補助事業の申請、建築相談等の様々な相談に応じるとともに、防災に関する情報提供を行います。

⑶　パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催

耐震診断・改修に関する事業の促進に資するためのパンフレットを作成・配布し、補助制度、融資制度の普及啓発に努め、既存建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性について啓発していきます。また、セミナー・講習会の開催、耐震改修促進事例集の作成、広報活動、家具等の転倒防止対策等について、奈良県と連携して実施していきます。

⑷　リフォームにあわせた耐震改修の誘導

住宅設備のリフォーム、バリアフリーリフォーム等の機会を捉えて耐震改修の実施を促すことが効果的であり、またあわせて工事を行うことにより費用面でのメリットもあります。このため、リフォームとあわせて耐震改修が行われるよう、リフォーム事業者等との連携策を推進します。

⑸　自治会等との連携・取り組み支援

地震防災対策は、自らの問題であるとともに、地域の問題として捉え活動することで地域全体としての減災効果が期待できます。

村では、地域に密着した専門家や自主防災組織の育成、地域全体での耐震化の促進や危険なブロック塀の改善、家具等の転倒防止対策等の取り組みを支援します。

⑹　関連制度・事業等の周知

地域の実情に応じ、耐震性の高い住宅ストックの形成を誘導するため、住宅性能表示制度の活用や地震保険の加入について、普及・啓発を進めます。

⑺　住宅の所有者に対する直接的な普及啓発

本計画における住宅の耐震化率の目標を達成に向け、住宅の耐震化をより一層推進していくため、山添村耐震化緊急促進アクションプログラムを策定し、毎年度、耐震化促進事業の具体的取り組みと支援目標を設定し、その実施・達成状況を把握、検証、公表し、対策を進める。

５　所管行政庁との連携に関する事項

建築物の耐震化の促進を図るためには、所管行政庁と充分調整を行い、効果的な指導を行っていく必要があります。そのため、所管行政庁である県と充分連絡調整を行い、連携を図りながら指導等を進めます。

６　その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進

⑴　庁内推進体制の確立

本村における防災、学校、社会・児童・障害福祉、社会教育、公営住宅等を所管する部局等と、横断的な耐震化に向けた推進組織を確立し、全庁が一体となって村有建築物の耐震化を推進します。

⑵　関係団体との協働による推進体制の確立

県、村、関係機関及び建築関係団体等で組織する「奈良県住宅・建築物耐震化促進協議会」を活用し、耐震化への取り組みの情報交換等による連携を行い、建築物の耐震化を推進します。

11－５　奈良県消防広域相互応援協定

（目的）

第１条　この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、奈良県内の全ての市町村及び奈良県広域消防組合（以下「市町村等」という。）相互の消防力を活用して災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

（協定区域）

第２条　この協定の実施区域は、奈良県の全域とする。

（対象とする災害）

第３条　この協定の対象とする災害は、次に掲げる災害とする。

⑴　大規模又は特殊な災害、事故等により被害が発生した市町村等の消防力では災害の防ぎょが困難又は困難が予想される災害

⑵　市町村の境界付近において、火災等の災害又は救急業務を必要とする事故が発生し、被害の拡大防止等を図るため隣接する市町村等の応援の必要がある災害

（応援要請の手続き）

第４条　応援の要請は、災害発生地の市町村の長又は消防長（以下「被災地市町村等の長」という。）が行うものとする。ただし、災害の規模等により緊急を要し、被災地市町村等の長からの応援の要請を待たずに応援出動した場合には、要請があったものとみなす。

２　前項に規定する応援要請は、被災地市町村等の長から応援の要請を受ける市町村等（以下「応援市町村等」という。）の長又は消防長（以下「応援市町村等の長」という。）に対し、電話、ファクシミリ又は奈良県防災行政無線設備等により行うものとする。

３　応援要請時は、次の事項を明確にして行うものとする。

⑴　災害の種別

⑵　災害発生の場所及び概要

⑶　所要人員及び機械器具、消火薬剤又は誘導員の配置場所

⑷　応援隊の現場への進入経路又は誘導員の配置場所

⑸　その他必要事項

（応援隊の派遣）

第５条　前条の規定により応援要請を受けた応援市町村等の長は、特別の理由がない限り、応援隊を派遣するものとし、その旨を被災地市町村等の長に通報するものとする。また、応援要請に応じることができない場合にも同様とする。

２　前項に規定する応援隊は、消防組織法第９条に規定する消防機関により構成される消防隊、救助隊、救急隊、その他必要な部隊とする。

（応援隊の中断）

第６条　応援市町村等に応援隊を帰還させる特別の事態が生じた場合において、応援市町村等の長は、被災地市町村等の長と協議のうえ応援を中断することができるものとする。

（応援隊の指揮）

第７条　応援隊は、消防法第４７条に基づき、被災地市町村等の長の指揮の下に行動するものとする。

（費用負担）

第８条　この協定に基づく応援に要する経費の負担は、次の各号に定めるところによるものとする。

⑴　応援市町村等において負担する経費

ア　消防職員及び消防団員の公務災害補償に要する経費

イ　応援隊員の旅費及び出動手当

ウ　受援市町村等への出動若しくは帰路途上において発生した第三者に対する損害賠償費

エ　上記以外の人件費その他の経費

⑵　被災地市町村等において負担する経費

ア　応援活動中に調達した車両及び機械器具の燃料費

イ　消防職員及び消防団員が応援活動中に死亡又は障害の状態となった場合における賞じゅつ金

ウ　応援活動中、第三者に対する損害賠償及び損失補償費。ただし、応援市町村等の故意又は重大な過失に基づく損害賠償に要する経費は応援市町村等負担とする。

エ　化学消火薬剤等の資機材費

２　経費負担について疑義を生じた事項については、その都度双方協議のうえ決定するものとする。

（情報提供等）

第９条　市町村等は、この協定の効率的な運用を図るために必要な各種消防情報等を相互に通知するものとする。

（実施細目）

第10条　この協定に基づく消防広域相互応援を迅速かつ効率的に行うために必要な事項は、別に定めるものとする。

（協議）

第11条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度市町村等が協議

のうえ決定するものとする。

附　則

1　この協定は、平成２９年４月１日から施行する。

2　平成８年５月７日付で締結した奈良県消防広域相互応援協定は平成２９年３月３１日をもって廃止する。ただい、この協定の前に行われた消防相互応援に関する経費の負担については。なお従前の例による。

3　この協定の成立は、奈良県内の全ての市町村長及び奈良県広域消防組合管理者の同意書をもって証明する。

11－６　奈良県水道災害相互応援に関する協定

（趣旨）

第１条　この協定は、地震、異常渇水、その他水道災害の緊急時において、奈良県、県内各市町村、日本水道協会奈良県支部（以下「日水協県支部」という。）及び奈良県簡易水道協会（以下「県簡水協」という。）（以下総称して「各団体」という。）が協力して実施する奈良県内及び他の都道府県における相互応援活動について必要な事項を定めるものとする。

（相互応援体制）

第２条　災害が発生した場合の相互応援体制は、別図の組織図による。また、組織の連絡網についてもこれによる。

２　この協定に関する事項を円滑に推進するため、県内を奈良、郡山、葛城、桜井、吉野及び内吉野の６ブロック（以下「ブロック」という。）に分け、各ブロックにはそれぞれ代表市町村を、また、奈良ブロックを除いた各ブロックには副代表市町村を置く。

３　前項に規定する代表市町村は、保健所在置の市町村がこれにあたるものとする。副代表市町村は、各ブロックで選任し、任期は２年とする。また、副代表市町村は代表市町村の代理が行えるものとする。

（水道災害対策連絡会議）

第３条　この協定に係る災害対策に関する情報交換や連絡等必要な事項の協議及び調整を行うため、水道災害対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

２　連絡会議は、奈良県、奈良県水道局、日水協県支部長担当市町村、県簡水協会事務局及び第２条第２項に規定する各ブロック代表市町村で構成する。

３　連絡会議は、前項の構成団体の申し出により、奈良県が招集する。

４　この協定に基づく応援活動のまとめ、調整、資料交換等の事務局は、奈良県（生活衛生課）が担当する。

５　とりまとめ資料は下記の事項について行うものとする。

⑴　水道災害時の連絡窓口及び担当者の氏名（**様式－１**）

⑵　緊急時連絡先（**様式－１**）

⑶　緊急物資及び資機材等の保有状況（**様式－２**）

⑷　応援可能職員者数（**様式－３**）

⑸　災害対策マニュアル、地図等災害対策に必要と考えられる事項

上記の資料のとりまとめは毎年５月に日水協会員の市町村については日水協奈良県支部が行い、その他の市町村については奈良県生活衛生課が行うものとする。また、とりまとめた資料の各市町村への配布は、奈良県生活衛生課が行うものとする。

（水道災害対策本部）

第４条　水道災害が発生し、この協定に基づく相互応援活動を実施する場合は、連絡会議を奈良県水道災害対策本部（以下「対策本部」という。）に改組し、災害発生に伴う情報収集、応援要請、応急給水、応急復旧工事に関する連絡調整等必要な活動を行うものとする。

（応援内容）

第５条　応援活動は、おおむね次のとおりとする。

⑴　情報収集及び連絡調整

⑵　応急給水作業

⑶　応急復旧工事

⑷　前各号に必要な資機材、車両等の拠出

⑸　工事業者のあっ旋

⑹　前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

２　応援活動の調整は、対策本部において行う。

（応援要請等）

第６条　被災団体が応援を求めようとする場合は、所属するブロックの代表市町村を通じて、奈良県（生活衛生課及び県水道局）または日水協県支部長に必要な措置を要請するものとする。

２　前項の要請がない場合であっても、奈良県、日水協県支部長または所属するブロックの代表市町村のいずれかが緊急に応援活動を行う必要があると判断したときは、この協定による要請があったものとみなし、応援活動を行うことができる。

３　対策本部は、被災団体からの要請に基づいて、応援の調整を行うとともに、各団体に応援要請を行うこととし、応援要請を受けた団体は極力これに応じ、応援に努めるものとする。

４　他の都道府県等から応援を受け入れるとき、連絡会議または対策本部は速やかに応援に必要な調整を行い、各団体に協力を求めるものとする。

５　他の都道府県等から応援の要請があった場合についてもこの協定に基づき応援協力するものとする。

（応援要請の手続）

第７条　被災団体が応援要請しようとするときは、応援要請書により、次の事項を明らかにするものとする。ただし、そのいとまがない場合には、口頭、電話、電信等により要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。また、被災団体の判断により奈良県または日水協県支部長を通さず、応援要請を行った場合についても同様に事後報告を行うものとする。（**様式－４**）

⑴　災害の状況

⑵　必要とする資機材、車両等の品目及び数量

⑶　必要とする職員等の職種別人員

⑷　応援場所及びその経路

⑸　応援の期間

⑹　前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（物資等の携行）

第８条　応援をする団体（以下「応援団体」という。）は、派遣する職員（以下「応援職員」という。）に災害の状況に応じ給水用具、作業工具、食料、衣類、資金等のほか、野外で宿泊できるようにテント、寝袋、携帯電灯、カメラ等を携帯させるものとする。

2　応援職員は、応援団体の名を表示する腕章等を着用するものとする。

（訓練）

第９条　各団体は、この協定に基づく相互応援が円滑に行われるよう必要に応じて訓練を実施するものとする。

（費用負担）

第10条　第６条に規定する応援に要する経費は、法令その他別段の定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

⑴　応援経費は、被災団体が支弁し、被災団体が負担する額は、応援職員が所属する団体の旅費及び諸手当に関する規定により算出した当該応援団体の職員の旅費相当額及び諸手当相当額の範囲内とする。

⑵　法令上の特別の定めその他特別の措置により、応援職員に対して応援経費につき補てんがあった場合は、その金額を被災団体の負担額から控除する。

⑶　応援資機材、車両等の調達その他これに関する経費は、被災団体が負担する。

⑷　応援職員が応援活動により負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合における災害補償は応援団体の負担とする。ただし、被災地において、被災団体が応急治療をする場合の治療費は、被災団体の負担とする。

⑸　応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災団体が、被災団体への往復途中に生じたものについては応援団体が、その賠償の責に任じる。

⑹　応援団体の職員とともに応援に従事する業者等の派遣に要する経費は、被災団体の負担とし、応援職員の算定基準による。これにより難い場合は、その都度調整を図る。

⑺　応援職員は、被災団体が応援経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災団体から要請があった場合は、一時繰替支弁する。

応援経費を一時繰替支弁した場合は、次に定めるところにより算出した額について被災団体に請求する。

ア　物資については、当該物資の購入費及び輸送費に相当する額

イ　車両類については、燃料費及び破損または故障を生じた場合の修理費に相当する額

ウ　機械器具等については、輸送費及び破損または故障を生じた場合の修理費に相当する額

被災団体への請求は、関係書類を添付した応援団体からの請求書により行う。

2　前項各号の定めにより難いときは、各団体が協議して定めるものとする。

（補則）

第11条　この協定の実施に関し必要な事項またはこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

（適用）

第12条　この協定は、平成15年６月２日から適用する。

この協定の成立を証するため、本書３通を作成し、奈良県知事、各市町村長、日水協県支部長及び簡水協会長が記名押印の上、奈良県知事、日水協県支部長及び県簡水協会長がその１通を保

有し、他の市町村長はその写しを保有する。

平成15年６月２日

記名押印〔略〕

12　その他の資料

12－1　災害記録

⑴　風水害

発生年月日	種　別	被　害　概　要
明治29年８月30日	暴風雨	家屋倒壊、水稲倒伏等大被害があった。
大正元年９月23日	暴風雨	奈良県では気象観測開始（明治30年）以来の最大風速及び最低気圧を記録した。東山小学校校舎１棟倒壊、的野川原の民家１戸流失、水死３人。
大正６年９月30日	暴風雨	川筋の出水等相当な被害を受けた。
大正10年９月25日	暴風雨	台風が奈良県を南から北へ縦貫した。暴風又は豪雨の被害甚大。
昭和９年９月21日	室戸台風	気象事業はじまって以来最大級の台風。田畑、道路、建物等の被害甚大。
昭和13年７月11日	集中大豪雨	土砂埋めによる死者発生。
昭和25年９月３日	ジェーン台風	山崩れ崖崩れ多発。
昭和28年９月25日	台風13号	当地は豪雨圏に入り、水による被害が大きかった。
昭和57年８月１日	台風10号及び集中豪雨による大雨被害	８月１日の台風10号の大雨と８月３日の集中豪雨により、村内全域において、がけ崩れ、道路の寸断が発生。家屋の全半壊12棟ほか道路、農地、農業施設に多大の被害を受けた。
平成10年９月22日	台風７号による強風被害	過去に例のない台風による強風が発生し、家屋全半壊５棟、また用材樹が多数倒木となった。ビニールハウス等にも大きな被害を受けた。 送電線の切断により、一時村内全域で停電、一部の地域では、回復まで長期間（最長４日間）を要した。
平成29年10月21～23日	台風21号による豪雨	10月21日から10月23日の長雨と集中豪雨により、村内全域においてがけ崩れ、道路の寸断が発生。土石流で一部集落が孤立し、全道路が復旧するまでに２年間を要した。

⑵　地　震

発生年月日	名　称	被　害　概　要
大正12年９月１日	関東大地震	当地では震動を感じたにすぎなかった。
大正14年５月23日	北丹大地震	県内の被害は軽微。
昭和11年２月21日	河内・大和強震	本県としては近来まれな強震、震央は二上山南部。
昭和21年12月21日	南海道大地震	本県は震源地に近かった割に被害は少なかった。
昭和27年７月18日	吉野地震	県下としてはまれにみる激震が起こって、各所にかなりの被害をもたらした。震央吉野川上流。当地でも道路の各所に亀裂を生じた。

12－２　震度階級関連解説表（抜粋）

（平成21年３月31日制定）

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	－	－
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	－	－
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	－
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

●木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
５弱	－	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
５強	－	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
６弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
６強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。
７	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

（注１）木造建物（住宅）の耐震性により２つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注２）この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

（注３）木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

●鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
５強	－	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
６弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
６強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやＸ状のひび割れ・亀裂がみられることがある。１階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
７	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。１階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやＸ状のひび割れ・亀裂が多くなる。１階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

（注１）鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注２）鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

12－３　罹災証明関係様式

罹災証明申請書

年　　月　　日

山添村長　様

（申請者）住所　　山添村大字

氏名

電話番号

（代理人）住所　　山添村大字

氏名

電話番号

申請者との関係

※太線内を記入してください。

世帯主住所			
世帯主氏名			
世帯構成員	氏　名	続　柄	年　齢
罹災原因			
被災住家※の所在地			
被害の状況			
住家以外の被害			

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

※本人若しくは同一世帯以外の方が申請者の場合は、下記委任状に記入してください。

委任状

年　　月　　日

山添村長　様

上記代理人　　に罹災証明書の申請及び受領について委任します。

委任者　住所

氏名

村確認欄　　本人確認欄　□運転免許証　□保険証　その他（　　）

山添総第　　号

罹 災 証 明 書

世帯主住所	奈良県山辺郡山添村大字		
世帯主氏名			
世帯構成員	氏 名	続 柄	年 齢

罹災原因	年　　月　　日の　　による

被災住家※の所在地	奈良県山辺郡山添村大字
住家※の被害の程度	□全壊　□大規模半壊　□中規模半壊　□半壊　□準半壊　□準半壊に至らない（一部損壊）
追加記載事項	

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

住家以外の被害	

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年　　月　　日

山添村長

12－４ 避難所運営マニュアル

大規模な災害が発生した場合は、多くの住民が長期にわたり避難所生活を送らざるを得ない状況が懸念される。そこであらかじめ運営上配慮すべき内容などを定めた避難所運営マニュアルを作成し、円滑な避難所の運営を図ることとする。

１ 避難所の開設準備

・避難所を開設する場には、避難者を受け入れる前に、避難所周辺の安全点検を行う。安全点検を行うに当たっては、一人では行わず、必ず複数で行い、また可能な限り有資格者（建築士、応急危険度判定士）による判定を行う。危険が想定される建物等には近づかないようにする。危険が想定される区域は「立入禁止区域」と表示する。
・避難所を開錠する場合は、鍵の保管者が開錠する。
・避難所のどの部分を避難所として使用するか、施設管理者と話し合いの上決定する。
・避難所開設にあたって、必要な機材や資材を確認する。
・仮設トイレ等、避難所の運営に必要と思われる物資については、協定締結事業者より物資供与を受ける。
・周囲の状況を配慮し、受付の場所を決定する。受付にテーブルや受付名簿、筆記用具などを準備し、避難者にわかるよう「受付」と表示する。
・施設管理者と協議し、施設内で避難に必要なスペースの配置をレイアウトする。その際に、特に配慮すべき点は以下の通り。

> ・避難受け入れを避ける箇所を明確にする。
> ・要配慮者や福祉避難スペースを優先的に確保する。
> ・高齢者や障害者等のスペースはトイレや通路に近い場所を確保する。
> ・妊産婦や乳幼児等のスペースは周囲からのストレスの受けにくい場所を確保する。
> ・車いすが通行できるよう通路幅は 130ｃｍ程度を確保する。
> ・なるべく顔見知りで集まれるよう原則地域ごとに区割りする。
> ・レイアウトを決めたらテープや段ボールなどで区割りする。
> ・一般避難者と感染可能性のある者が分かれて避難できるよう避難スペースの分離を行う。また避難者が密集しないよう配慮する。

・避難所の開設にあたっては、避難者及び避難所運営スタッフの感染を防止するための対策を徹底することが重要であり、避難所を運営する各業務について、平常時より保健所、消防との連携による訓練を行い、避難者や物資受け入れの際の感染症発生の防御、感染が発生した場合の隔離等の対応方法等について確認を行う。

2　避難所の開設

・避難者の受付は、地域ごとに受付する。必要事項を受付名簿に記入していただく。
・避難所の開設と避難の状況について災害対策本部（村役場）に報告する。報告は原則派遣された村職員が行うが、緊急の場合は地域の代表者が行う。
・報告に際しては、特に高齢者、乳幼児などの要配慮者、食物アレルギーのある者など配慮すべき事項についても報告する。
・災害や避難生活に関する情報について避難者全員で共有できるよう、掲示板を設け、情報を随時掲示する。また要配慮者にもわかりやすい工夫を行う。
・トイレについては、原則避難所のトイレを使用し、不足があれば仮設トイレも使用する。
・ペットについては衛生上の問題もあり、ペット飼育スペースを設け、飼い主とは別に飼育する。

3　避難所運営のための体制づくり

・避難所は災害時という特殊な環境下で不特定多数の人が集団で生活することとなるため、避難所運営にあたってのルールを定める必要がある。特に子供、高齢者、女性、障害者など多様な人の意見を尊重する。
・避難所の運営を円滑に行うため、避難者が主体となって避難所運営委員会を設置し、避難所に発生する様々な課題について対応策を協議するとともに、運営班によって避難生活の具体の運営を行う。
・避難所運営委員会及び運営班の組織体制については、避難所が有する課題に応じて任意に組織化するものとするが、一例として以下の体制を示す。

避難所運営委員会及び運営班の組織体制の例

避難所運営委員会
会長
副会長
施設管理者
村避難担当者
各運営班代表

運営班	活動内容
総務班	各班の調整
情報班	村との連絡、情報収集・提供
管理班	避難者数の把握、施設管理
相談班	避難者のニーズ把握、相談
食料・物資班	食料の分配、炊き出し、物資の調達、受入、管理、分配
環境衛生班	衛生環境管理、清掃
保健班	避難者健康管理
要配慮者支援班	要配慮者支援
巡回警備班	避難所の防犯防火対策
ボランティア班	ボランティアの受入れ・対応